

令和3年

決算審査特別委員会会議録

令和3年10月21日

(第 3 日)

忠岡町議会

令和3年 決算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	河瀬 成利	副委員長	是枝 綾子
委員	小島みゆき	委員	三宅 良矢
委員	今奈良幸子	委員	勝元由佳子

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長 (河瀬成利議員)

それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

(「午前9時59分」再開)

委員長 (河瀬成利議員)

本日は、160ページから183ページの介護保険特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

(武藤高齢介護課長：説明)

委員長 (河瀬成利議員)

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝副委員長。

委員 (是枝綾子議員)

165ページの歳入の1号被保険者の保険料のところについてですが、令和2年度は第7期の介護保険の事業計画の最終年度ということで、保険料は元年度とは変わらないということなんですけれども、保険料が1,590万円減ということになっておりますが、忠岡町の介護保険料の基準額、月額基準額は6,557円でありますけれども、これは府下でいいますと高いほうだと思いますが、大体何番目ぐらいに高い保険料でしょうか。

高齢介護課 (武藤優子課長)

委員長。

委員長 (河瀬成利議員)

武藤課長。

高齢介護課 (武藤優子課長)

7期の保険料ですけれども、忠岡町は大阪府下で高いほうから7番目の順位になっております。

委員長 (河瀬成利議員)

副委員長。

委員 (是枝綾子議員)

そうですね。この第7期のときに24%の値上げがあったということが、ちょっと7番目までに押し上がってしまったということだと思います。

それで、滞納者ということの、ちょっとだんだん高くなってきておりますので、滞納者のことが問題になってきていると思いますが、滞納者は令和2年度は何名いらっしゃって、そのうち利用制限ですね。長年滞納されていたら1割負担では使えないというペナルティーがかかっている方は、利用制限の方、何名いらっしゃいますでしょうか。

高齢介護課 (武藤優子課長)

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

まず、滞納者数ですけども、令和2年度は96名の方がいらっしゃいました。そのうち給付制限がかかっているのは4名でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

滞納していても介護保険を利用しなければ、まだ本人にとっては不利益というのがないんですが、これが介護が必要になったという方がいらっしゃって、利用制限がありまして、長年ね、ちょっともう払えなくて滞納したということで、3割負担なんですね。1割負担でも大変なのに3割負担。で、保険料は払えてないということで本当に大変だということですので、これはこれでやっぱり介護度が軽い方でなくて、ちょっと重たい方なので大変だと思います。これでその方が必要な介護が受けられなくなるということにならないだろうかという心配がありますが、忠岡町のほうとしては、その辺りお金がないということで介護が受けられない方に対して、この利用制限の方についてどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

滞納の後、給付制限がかかった方なんですけども、滞納に至るまでは、督促、催告ですとか、いろいろ納付相談でご本人さんとお話しさせていただいたり、実際介護を受ける際にも、こういった形で滞納が残っていて、給付制限がかかるというお話はさせていただきまして、相談の上、月々のお支払いが厳しい方については小分けにする分納の相談などもさせていただいております。で、また生活相談のほうもさせていただいてるんですが、それでもお支払いいただけてない方については、時効が来た時点での不納欠損といいますか、保険料も払っていただけない期間なども出てきてしまいまして、その上での給付制限がかかっておる状況です。

介護度の重たい方については、やはりサービスが受けれないというのは心配なところではあるんですけども、ただ、きちっと納めていただいている、苦しいながらも小分けに納

めていただいている方との公平も図りたいところもございますので、できるだけお支払いをお願いして、給付制限がかかりにくいようには相談させていただいているところですので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

毎月2,000円とか3,000円とかいうね、そういう保険料でしたら滞納ということも少ないかもしれないですが、5,000円、6,000円、基準額の方だとね、本人は年金がほとんどないという方でも、世帯に非課税でない方がいらっしゃると、どうしても6,557円というね、払えないと。その課税者がそんなに豊かというものでもない。課税者は課税者で税金も払わなあかんしということで、保険料も払わなあかん。大変だということで、そういう問題が今後起きてきた際には、ちょっと忠岡町も利用制限についてもいろいろ考えていただきたいということで、安心して介護が受けられるように努力していただきたいと思います。

高い保険料のことでですが、この年度はコロナ減免というのが国のほうで3割以上ね、前年度と比べ収入が減った際は、コロナ減免、国の10分の10の措置で減免が行われるということで、そのコロナ減免の方が何名いらっしゃったのか。で、国の措置は10分10ちゃんとされたかという点と、あと忠岡町独自の減免制度についての対象者は何名いらっしゃったのかという数字を教えてください。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

まず、介護保険料のコロナ減免についてですが、令和2年度につきましては、令和2年の2月から令和3年の3月末までの保険料が対象となっております。ですので、令和元年度分の1か月分と令和2年度分が対象となっておったんですが、それぞれ元年度分の対象者が13件、令和2年度分の減免の対象者が18件いらっしゃいました。減免額は合計で125万9,380円させていただいております、国から100%の補助がございましたので、全額国から補助いただいております。

独自減免でございますが、令和2年度は7件認定いたしました。減免額は6万7,690円でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

コロナ減免については、対象になられた方は減免されてるということで、独自減免のほうは、対象者が第2段階と第3段階の非課税世帯の方のみということで、第4段階の方は対象になっておりませんが、この金額からすれば、第4段階にも広げていただいて、年金も減っていることですし、生活も大変ということで、減免をぜひ拡充していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

現行、2段階、3段階の方を1段階にするという施策で行っております。第4段階の方なんですけども、先生おっしゃるとおり、世帯に課税の方がいらっしゃる被保険者になるんですけども、やはり非課税世帯の方に対しましては補助という形でさせていただいてるんですが、世帯の中で課税者がいるというところで、少し保険料のほうは減免をせずに今までどおり納めていただきたいというところですね。ただ、保険料の減免に関しましては、国の示しているとおりの3原則の中で、一般会計からの繰入れはしないということが指示されておりますので、どうしてもほかの方の保険料から補填する形になっていきます。給付のほうが伸びる見込みも出ている中で、ほかの方の保険料で補填して減免を行っていくというのは、少し財政的に難しいところがあると思いますので、現状は今の制度のまま進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

第4段階の方というのがどのような方かというのと、本人は非課税でありまして、年金も120万円まででしたかね、以上やったかな、で、あと課税世帯ということですが、介護保険の介護保険料は一人一人、夫婦であっても妻は妻で払う、夫は夫で払う、親は親で払う、子どもは子どもで払うという一人一人に課せられているのに、世帯のその一緒にいる方に課税者がおると、その本人の所得ではなく全然違う保険料になってしまうということで、年金額が多くても非課税世帯であれば、安くはないんですけどね、課税者がいる方よ

りも安くなるということの大変矛盾したことが起きてくると。本人にかけられているのに、本人の収入以外の要件で保険料が変わってくると。それも、0円であったとしてもやはりかかってくると、非課税でなければ。こういう大変おかしな制度であるということなので、そういう矛盾のはざまにある方ですね。そういう方は実態に応じた保険料になるよ
うにということで、そういう第4段階の方でも大変な方がいらっしゃると思いますので、ぜひそういう方も実態に応じた保険料、保険料というのはやっぱり実情に応じた保険料を課すべきだと思いますので、これはちょっと制度ができたときからの矛盾というんでしょうか、おかしな点でありますので、それはちょっとやっぱり是正をするための忠岡町独自の減免制度ということも検討もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、世帯によりましていろいろな家庭状況があるかと存じておりますけども、保険料の段階ですね、国の基準にも準じて実施しておるところでございます。また、4段階の方への減免につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ちょっとほかの方の保険料のところからの補填ですとか財源の面からも考えまして、今のところは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

厚労省が一般会計から繰り入れてはいけないというふうに言っているということであるけれども、入れたからといって大変なペナルティーが来るというものでないとは思いません。入れてはいけないと、入れるべきでないというふうな、そういうことは言われているかもしれないけれども、やはり住民の方の生活実態に応じたことをやって、何でペナルティーを受けないといけないのかと、大変ひどい話だなと。先ほど言ったように、滞納して利用制限で、そして3割負担とかいうふうなことが課せられていくような実態が、そういう矛盾した保険料の方のところできているというところがありますので、やはりそこは実態を見て、忠岡町独自でそういう人が出てこないように、今後ですね、出てこないように対処するというのも必要ではないかというふうに思いますので、そういう実態を見て、ちゃんと減免制度も本当の救える減免制度にしていくということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

また、財政状況等も踏まえながら、近隣の動向も踏まえて考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

介護保険料ね、6,000万円も黒字が出たというふうなこの年度ですので、財政状況が厳しいということにもなかなかならないと思いますが、ぜひよろしくお願ひいたします。

続けていいですか。

委員長（河瀬成利議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

保険料は終わりました、保険給付費のことでお尋ねをいたします。保険給付費は、歳出のところで、すみません、ちょっと見るところがあっちゃこっちゃで、資料が。口で言います。保険給付費の不用額が6,694万円出ているんですけども、この主な要因は何でしょうか。

163ページですね。163ページのこの歳出の2款の保険給付費というところで、6,694万4,448円不用額が出ているということで、ここですね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

まず、保険給付費の予算額なんですけども、令和元年度の実績と、あと伸び率から換算しまして、こちらは算出しております。また、2年度のほうですね、コロナの使い控えの影響もあったのか、思ったほど給付費が伸びなかった実態がございました。この額を見ますと、やはり通所系のサービスですね。通所介護ですとか通所リハビリとかの数値は減っております。ただ、訪問系の訪問介護、訪問リハビリのほうは少し増えておりまし

たので、利用者の方の使い方の変化もあったのかと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

コロナの感染を恐れて、デイサービスはたくさんの方がね、20人ぐらいいらっしゃるところに行くのがちょっと怖いということで、そういうお声をよく聞いて、休んでいる方も結構いらっしゃったので、そういったコロナの利用控えというところが大きいのではないかとということでもあります。

で、それ以外にもね、やはり介護度が変わって、低くなって、更新のときに。で、限度額が変わったということで利用できなくなってしまったという部分もあるのではないかと、いうふうに思うんですが、これはちょっと次の総合事業のことについての質問をしたいと思います。

忠岡町は29年度からですね、総合事業に移行、実施をされていますが、この決算資料のほうの7ページのところの要介護の認定者の表がありますが、これを見ても分かりにくいのですけれども、要介護1の方が更新ですね、次の1年なり2年なりの更新のときに認定をし直されると、大概が、半分ぐらいの方が要支援の1と2に落とされてしまうという問題があるというのは、前々からちょっと指摘をさせていただいております。指摘をさせていただいておりますが、それはなぜかという、半年以内に状態が悪化するおそれのある人のみが要介護1のまま残れるということで、悪化するおそれがなく、そのまま現状維持ということであれば、要支援1と2に落とされてしまうという、そういう問題があります。

で、認定のときにそのようになっているんですが、要介護の1から要支援の2とか要支援の1に移行された方というのは、どの程度この年度はいたでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

2年度中の更新の申請で要介護1から要支援1・2に移られた方ですけれども、要支援1が4名、要支援2が6名いらっしゃいました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

10名の方が要支援に移行されたと。状態が良くなってね、良くなってそのようになったということであれば、本人も納得するんだと思いますけれども、状態が変わらないということなのになった場合に、利用できる限度額ですね、サービスの限度額が、1か月の限度額が全然変わってくるということで、これは本人にとっても大変不利益で、受けられるサービスが受けられなくなってしまったという、そういうお声をよく聞きます。

ということで、そのような実態については、忠岡町のほうはつかんでいらっしゃるでしょうか、お困りだという。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、おっしゃるとおり、介護1から状態の変化の様子ですとか、認知症での認識力の差で要支援のほうに振り分けというのはあるんですけども、その方の必要な量のサービスはケアマネジャーさんのほうがきちんと査定して組んでくださっております。特段今、直接サービスがかなり不足して困っているというお声はお聞きしてないんですけども、また、もしそういった方で生活にサービスが足りないという場合でありましたら、ケアマネジャーさんを通じてですとか、ご相談いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

この令和2年度においても、そういった困るということで、区分変更ですね、をもう一遍申請し直して、区分変更をかけた方がいらっしゃるんですけども、やっぱり要介護の1から要支援の2に落とされてしまったと。2回区分変更したんですけどね。だけど、やっぱり。だから、もう困っているということで、困っているから区分変更で、理由も書いてあるのに、困っている声を聞いていないということはないと思います。

やはり要介護1でしたら1か月16万円ぐらい使えるかと思いますがけれども、要支援になってしまったらね、やっぱり4万円とか6万円ぐらいになってしまって、10万円以上の差が出てくると思います、1か月のサービスの。それはやっぱり大きいと思うんです。サービスが半分以下に減ってしまうということで、お困りやということですので、やはり

そういう方々の声をちゃんと聞いて、実態に見合っ、お医者さんも必要だと書いてあるのにそういうことだし、ケアマネジャーさんも一緒について行って申請しても、やっぱり認めてもらえない。悪化するおそれがないからということだということなので、やはりこれは実態に応じた認定に改めていくべきだということは申し上げておきます。お声はありますということで、よく聞いていただきたいと思います。

で、続けていいですか。

委員長（河瀬成利議員）

はい。是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

総合事業ですけれども、要介護認定を受けずに、チェックリストで簡易な審査でされた方というのは何名、この年度いらっしゃったのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

令和2年度中にチェックリストを受けられた方は23名いらっしゃいました。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

これは本人が希望してということでしょうか。それとも、チェックリストを受けてくださいということで忠岡町から言った方でしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

ご本人の希望でチェックリストのほうを受けられている方もいらっしゃいます。ただ、基本的には、要介護認定を一度受けていただいていたの順序を踏まえることもあるんですけども、ケアマネジャーさんと相談していただいて、総合事業のほうでという方も多くいらっしゃいましたので、そういった実態でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町は、いつも毎年確認するんですけども、チェックリストを強要するとか、そちらのほうでというふうに町のほうからは言わないということになっておりますけれども、一応それはそのような立場でやっていただいている、対応していただいているということによってよろしいでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

あと、総合事業のところで、忠岡町は現行相当サービスということで頑張ってやっていただいているということで、現行相当サービスを受けられている方が何名で、緩和サービスのAとかいう、そういうちょっと質の落ちたそっちのほうを選択されてやっていらっしゃる方は何名、どのぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

訪問型サービスの現行相当サービスを使われている方がですね、要支援1・2と事業対象者の合計で127名いらっしゃいます。緩和型の訪問型サービスが19名、通所型の現行相当サービスが78名、通所型の緩和型が31名いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

一応、現行相当サービスのほうが多いということですね。分かりました。

あと、続けていいですか。

委員長（河瀬成利議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あとですね、地域支援事業のところの任意事業の紙おむつの支給というんでしょうか、介護用品の支給というところで、今現在、この年度は忠岡町は何名の方が受けられたでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

令和2年度は34名の方が利用されております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、前年度と比べると10名ほど少なくなっているということでもありますけれども、このサービスは一応第7期で終わる、厚労省のほうかね、そのように言ってきたんですが、もう3年延びたということで、で、3年延びたといっても、今までずっとそういう支給を、介護用品の支給を任意事業でやっているところは一応3年間、あと延長しましょうと。新規でやりますというても、もうできないという制度になっているということらしいんですけども、一応この3年間かね、忠岡町、継続していただけたと思いますけれども、これからのちょっとその後について、やはり介護用品というか、紙おむつ代というのは物すごく在宅介護では必要なものなので、それ、なくなってしまったら在宅でもう介護できないということになって、施設入居ということをお願いされる方が出てくると思うんです。1か月の負担がね、忠岡町は大体1か月5,000円ちょっとぐらい、5,700円ぐらい支給してくれているので。もうちょっとありましたか。

高齢介護課（武藤優子課長）

すみません、委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

6, 250円、支給しております。

委員（是枝綾子議員）

上がったんですね、すみません。6, 200円ね、毎月してくれてるというのは本当に助かるということですが、これをなくしてしまったら、在宅介護の三大介護といって、食事、排せつ、入浴という、この排せつの部分ができなくなったら、もう在宅介護できないということなので、これは大事にさせていただきたいと。福祉の制度か、いろいろな忠岡町としてきちっとこれを守っていただきたいということは申し上げておきます。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

議員おっしゃるとおり、3年間このまま継続できることは決まっておりますので、続けていかせていただきまして、また国の動向も見ながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

国のほうにも、これは継続していただきたいという要望はね、ぜひ上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

最後のね、在宅でもうできなくなったら、施設に入所しなければいけないんですけども、その入所するところがなかなか増えない、むしろ減ってきているという状況で、本年度の分がちょっと載っているんですけども、この決算資料の8ページですね、介護保険の8ページのところで、延べ人数で書かれているのでちょっと分かりにくいんです、毎月のかどうか、実際の実人数が。それをね、実人数を教えてくださいんですけども、介護老人福祉施設特養が何名で、老健施設が何名で、療養型医療施設が何名で、介護医療院が何名という形で、ちょっとお教えいただけますでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

申し訳ありません。それぞれの入所人数の資料を持ち合わせておりませんので、また確認してお伝えさせていただきますので、お願いします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

じゃあ延べ人数のところで見ますと、この5表ですね、5の表のところですけども、累計なので、累計でもちょっと特養の部分ですね、介護老人福祉施設、ここが延べ35人減っているということや、介護老人保健施設も2号被保険者が8名減ってる。いろいろでやっぱり減っているところなんです。で、高齢者は増えてきているですね。そして、だんだんと後期高齢者の方の重度化もされてきているということで、大変ここが心配なところですよ。

で、昨年の決算委員会の資料でちょっと見ますと、介護老人福祉施設、特養が月平均40人です。そこから延べ35人減っているということは、何人か減っていらっしゃるということですね。老健施設、32名入所の方が、多分またそこも減っているということで、大変この2つの施設のところが減っているところが、お金がない人はどこにも行けない。こういったところにも入れないということになると思いますので、大変また数字を教えてくださいたらありがたいです。できるだけ介護保険で入所できるところというものを確保していくということが、安心して老後を過ごせる、年を取っていけるという、そういうことになりますので、お金があればね、軽い方でしたらサービスつき高齢者住宅、月十五、六万、もっとかな、17万ぐらい出して入れたら、それはそれでいいですよ。有料老人ホームもね、やっぱりそのぐらいします。そういったところに入れられない方は、もうこういう特養や老健施設しかないんですけども、そこも入れないとなると、行き場がないということになりますので、大変不安な老後だということが明らかとなったかと思しますので、こういった入所施設ですね。保険で入れる入所施設をぜひ増やしていくように行政としても努力していただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、施設についてなんですけども、国の設置制限などもございますので、また今のところ難しい状況ではありますが、そういった生活の大変な方につきましても、また

考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

その設置基準というのは、多分忠岡町にはピープルハウスがあるということで、そこが100床でしたかね。100床あるということで、もう充足してると言われておりますが、100床に全員が入っているかと、忠岡町の人ばかり100人入ってるかというのと、そうではないので、やはりその点でもできるだけちょっと忠岡にあると。建てるときに忠岡町も補助も出しましたので、やはりその点でも忠岡町の方をなるべくちょっと優先して入れていただきたいという、そういう交渉もまたしていただけたら、確保していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。なしでよろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

それなら、ちょっと1つだけ。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

すみません、181ページのところです、決算書の。地域支援事業の任意事業のところ、これちょっと初めて見るんですけど、介護医療金扶助費ということで、要介護2・3以上で全然介護サービスを受けないと、受けなかったという方の家族に対して10万円、上限ですね。だから、20万円ということは2世帯あったということで、大丈夫やったんでしょうか、そこの世帯の方ね。介護保険を使わなくて。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

要綱のほうでですね、介護保険サービスを原則使わないとあるんですが、年間1週間程度のショートステイの利用は除くとさせていただいてますので、少し使われている可能性もあるんですけども、2人の方を対象でしていただきました。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

家族の方に対して支給されるという、家族への慰労ということですね。で、まさかですけど、要介護2や3というたら、ほぼ全面的に介護が、介助が要る方なので、これは家族、大変やと思います。デイサービスもそんなに利用しない。ショートは1週間か10日ぐらいは使えるということですが、それ以外のサービスを使わないとなるとかなり大変やと思いますけれども、ということで、介護が十分できていないということになっていないかという実態ね。訪問して、お家のその方の状況とか、ケアマネジャーさんを通じてとか、いろいろそういうのはちゃんと見ていただくということで、子どもやったらネグレクトがあるけど、お年寄りの介護をしないというのは何と言うのか知りませんが、分からないけど、そういうことになっていないかということも把握をした上で支給していただくという、その辺のちょっと目配りもしていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、やはり介護認定を受けられてますので、調査に赴かせていただいたりですか、ショートステイなどを使われてる場合はケアマネジャーさんがいらっしゃいますので、外からの目は少し入ってるかと思えます。また、本人の様子ですね、ケアマネジャーさんが出入りしてる中で何かおかしいなというところがありましたら、介護保険課や包括支援センターのほうに連絡が入りますので、その辺りはしているかと存じますが、また留意していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、本人がそういうサービスを利用したくないということで利用できないというケースもあるかと思えますが、そうでない場合もあつたら大変ですので、虐待とか権利擁護の問題になっていくということもありますので、よく注意しておいていただきたいというふうに思えます。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

続きまして、186ページから193ページの後期高齢者医療特別会計決算につきまして、担当課より提出資料の説明を求めます。

（泉保険課長：説明）

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

保険料のことでお尋ねいたします。

後期高齢者医療は、大阪府の広域連合ですので忠岡町で保険料を決められないということがございますが、一応徴収しているのは忠岡町が徴収しておりますので、お聞きします。

この年度、令和2年度と3年度は同じ保険料で、2年度ですね、この年度、大幅な保険料の値上げがありました。で、元年度と比べてどの程度上がったかというのは人によって様々なんです、均等割がかなり上がりました。5万1,491円が5万4,111円、2,620円の値上げで、所得割がこれもかなり上がりました。元年度は9.9%だったのが、この年度は10.52%と0.62%上がりました。その保険料が上がっただけでなく、この令和2年度からは軽減割合が引き下げられてしまいましたので、実質上がったということになる方もたくさん続出しました。

ということで、こういった軽減割合がある方の多くが健康保険の扶養家族に入っていた、息子、娘の保険に入っていた方が、後期高齢者に無理やりですね、75歳になったら無理やりそこから引き抜かれて入れさせられて、保険料を、それまで払わなくてよかったものが払わなければいけなくなってしまったということで、国が申し訳ないから軽減割合をつくったけれども、その割合が9割だったのが8.5割になり、そして令和2年度は7.75割になりということで、8割の方も7割に引き下げられということで、こういったことで人によっては保険料が2倍に増えたということも起きた年度でありました。

ということで、これは年金からの天引きでありますので、払いたくないといっても介護保険と一緒に勝手に取られるというものであるということで、やはりこういったことが起きているということで、やはり減免ということもなかなかね、収入が減るということがな

かなか、年金ですのではないということでもあります。滞納者も出てきているということでもありますので、滞納者は何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか、この年度。

保険課（泉 亜希課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和3年6月現在の滞納者で19人いらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

大体、特徴でできない普通徴収の方が滞納者になっていくというケースが多いと思います。で、普通徴収になるのは、遺族年金である方も、遺族年金は今からも引かれてますけれども、年間18万円以下の年金の方は天引きはされない、また介護保険との合算で2分の1を超える保険料になる場合はもう引かないということで、そういった低所得、低収入の方々だと思います。で、この方々、介護保険みたいにペナルティーというのはあるのでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

滞納が長引く方につきましては、短期証の発行という方も中にはいらっしゃいます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

短期保険証ということですね。短期保険証の発行で何がしの保険証は渡すということで、資格証明書というのは発行してはならないという通達が来ておると思うので発行してないと思いますが、本人にはかなり、後期高齢者ですから医療にかかっている率が高いので、保険証はご本人さんのところに郵送されていますでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

保険証は郵送させていただいております。

委員（是枝綾子議員）

郵送ですね。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。本人のところに手元に、滞納してても届ける形にはなっているということですね、忠岡町の場合。分かりました。

引き続き、これはもう払い難い保険料になっているということで、厚生年金が2か月で32万円か35万円の方で、1か月の保険料が1万5,000円ぐらいね、後期高齢者、高いですよ、これね。非常に高い保険料。やっぱり1割、後期高齢者の保険料になっておりますので、決して安いとは、国保ほどではないかもしれないけど、国保に匹敵するぐらいやっぱり高いということですので、引下げの努力もぜひ忠岡町として広域連合のほうに要望していただきたいということで、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、各特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

続きまして、企業会計決算に移ります。令和2年度忠岡町下水道事業決算について、担当課より提出資料の説明を求めます。

（安藤下水道課長：説明）

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑、お受けいたします。三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、ちょっと会計の知識が弱いので、それを加味してお答えいただければと思うんですが、この黄色の資料、頂いた資料の5ページの経常収支比率が100.8ということであったとしても、下水道費用を収益で賄えているというお答えだったんですけど、それは複式簿記化するに当たって、何らかの特別損失が出てるんで、そんなんは来年度以降発生しないよ。だから、発生しないんだから経常収支はまた良くなるからというふ

うに捉えたらいいんですかね。どう捉えたらいいんでしょう。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今、議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

来年度以降は特別損失ってないですよ、特段何か。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今回は、打切り決算に伴って費用が多額に発生しております。ですので、来年からは絶対ゼロとは言えないですけども、ほとんど出ないと考えております。

委員（三宅良矢議員）

そんなにはということですね。はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、戻って3ページなんですけど、収益的収支の支出の部のところで、維持管理等、基本、収支不足ということになってはると思うんです。で、企業債の償還金に関しては、ある程度ほぼほぼ見通しつくと思うんですが、維持管理費や減価償却費とか、今後のこの支出に当たる部分というのは、どのようになっていくとかという見通しというのは立ってるんですかね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

維持管理費につきましては、おおむね変わらないかと考えております。減価償却費につきましては、移行初年度ということで、少し計算方法で高く出ております。来年度からは

もう少し少ない額になります。たしか令和3年度予算でも4億3,000万とか、そういった額になっていたかと思います。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと、戻って1ページのほうなんですけど、1ページの、まあ細かいことになるんですけど、営業外収益の雑収益の部分の2,400万が当初予算で上がった、見込めて、実績が48万9,000円と2%の執行率なんですけど、これって、何を想定してのこの金額なんですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

すみません、この雑収益ですけども、予算計上、予算を成立させるために計上したものとなっております。前年度の特別会計時代と同様の予算の立て方と、まだこの企業会計を理解できてなかったの、そういったもので計上しているという形になっております。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、最終的にはその下水道使用料と町の負担でほぼほぼ成り立っていると思うんですが、この企業会計を長く見る中に当たって、純粹に住民さんの下水料金の負担ですよ。その辺の部分に関しての見通しというのは今後どのように考えてはるのか、教えてくださいいただけますか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今年度の結果でいきますと、特段下水道使用料を上げる必要はないと考えております。今後の見通しですけども、人口減少、あと節水機器の普及ですかね。そういったもので使用料収入のほうは減少傾向であることは変わらないと思うんですけども、そういったことを見越しまして、経営戦略を令和5年度までに策定するという、この令和3年度の

予算でも成立していただきました。ですので、まだ2年あるんですけども、令和5年度までにそういった見通しも立てていきたいと考えております。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、令和6年度以降から要は有効に作用するように、例えば管の老朽化の状況をこういうふうに変更していこうとか、そういうのが要は資料を提出していただけるということになるわけですか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

あと1点ね、これはちょっと下水道じゃないんですけど、上水のほう、上の普通の水のほうが一たん離れたじゃないですか。下水のことはこうやって示していただいて、毎年こうやって報告いただいていると思うんです。来週に上のほうが、企業団さんのいろいろ説明があると思うんですけど、それも別に定期的にあるわけではなく、求めに応じてのレベルやと思うんです、今後あるとしても。

ただ、議会としては、こういった定期的な場のときに、どうしても住民さんから見たら上も下も一緒じゃないですか。請求も一緒なんで、僕らが便宜的というか、そんなん話してるだけの話なんで、そういった意味では、上水道のほうの、事前に企業団に行くときに示していただいた方針とか値段のこととかの見通しなんかを、まあまあ、何らかの形で示していただけたらありがたいなと思うんですけど、その辺について、部レベルの話やと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

すみません、企業団につきましては、基本的には企業団議会というものがありますんで、そちらのほうでお示しいただけるのかなという部分はございます。細かい内容につきましては、我々、そこまで難しい説明というのはなかなか難しいところもあるのかなというところでご理解いただければなと思います。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

気になるのは、やっぱり今、ちまたで大阪市内であったとしても、管の老朽化が進んでいる。じゃあ忠岡はどうやねん。そんなんを更新するために値段は上がるんかどうかっていう、この2つやと思うんです。そういうのを定期的に何らかの形で設定する、これは議会としてなのか、やっぱり話したけれども、場所においては忠岡のフィールドにあるんで、そういったことは事務方からちょっと隣に、センターはそこにあるんで、何らかの形で報告の上乗せということで、ここで何か審議じゃない、こういう場で審議ではないですけど、そういう情報提供というのを定期的にやっていただけるような取組とか仕組みというのはできないかなと思ひまして。

委員長（河瀬成利議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

仕組みづくりというのは、今後ちょっと検討せなあかんなどは思うんですけれども、ただ、まず料金改定につきましては、基本的に企業団に統合されたときにお示ししているものがあると思います。その部分がもし変わるようであれば、当然前出しになるとか、そういうようなことであれば、当然議会に説明させていただくというのは、これは当たり前のことだという認識は当然持っております。そういう場がもしあるのであれば、最適配置案のように、臨時で議員さんに聞いていただく場というのは当然必要かなというふうな認識はございます。

あと、そのおっしゃっていただいていた老朽管対策ですね。今、新聞等々でにぎわせておりましたけれども、そういったものについては適正に、住民様にご迷惑かけることのないような形で対応するよということ、我々のほうも企業団のほうには要望してまいりたいというふうには考えております。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

要は、その要望が適切に執行されているのかどうかというチェックですよ。それが議会と、僕らが個々別々に上げていかないといけないのか。その工事を示してくれるわけじゃないですか。これだけの老朽化、これだけありますと。これだけ年数やっていかないけません。で、企業団に統合されて、こういうのをちゃんとやりますと向こうが示していた中で、それがちゃんとやっているのかどうかという報告というのが、やっぱり離してしまうと、企業団議会の議員として行けたらいい、ある年もあるけど、ない年だってあるわけじゃないですか。そして、じゃあ水道センターはあったとしても、何かその辺って

情報がうまいこと回ってないよねというのが現実あるんで、その辺がちょっとうまいこと回るようにしてというような、ちょっと骨折ることになるとは思うんですけど、していただけないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田健次部長）

私も、どのようにさせていただいたらいいいのかというのが正直よく分かってないような状況でございます。ご質問の意図はよく分かるんですけども、この決算委員会等の方でご審議いただくというのは、ちょっと我々のほうも自分らで持っているものではございませんので、なかなか説明し切れるかということ非常に、発言だけでよければ別にさせてもらわんことはないかなとは思いますが、それに対する質問というような形であれば、自分らで持っているものではございませんので、なかなか答弁というのは難しいのかなというふうには思っています。それについては、ちょっともう少しお時間を頂いて検討させていただけたらなというふうには考えております。

委員（三宅良矢議員）

分かりました。結構です。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。和田議長。

議長（和田善臣議員）

ちょっと教えてほしいんですが、バランスシート、12ページ、13ページですよ。この中で純資産というのはどこに出てくるのかなと思って、ちょっと教えてほしいんです。純粹の資産というたらおかしいけども、まあ一般的にいう財産ですね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

資産に関しましては、12ページの固定資産、無形固定資産となります。

議長（和田善臣議員）

固定資産だけ。

下水道課（安藤俊紀課長）

資産に関しましては、固定資産合計117億1,585万1,468円。それと、次に流動資産があります。1,420万。

議長（和田善臣議員）

その合計が118億ぐらいかな。

下水道課（安藤俊紀課長）

そうですね。その118億5,000万が資産となります。

議長（和田善臣議員）

分かりました。それと、さっき減価償却のことを説明いただいたんですけども、今年度は初年度ということで、6億4,500万余り。来年度は幾らぐらいになると言うたかな、減価償却。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

令和3年度ですけども、4億9,870万で予算のほうを上げさせていただいております。

議長（和田善臣議員）

1億5,000万ほど減るんやな。

下水道課（安藤俊紀課長）

はい。

議長（和田善臣議員）

分かりました。ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

他に、質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

この決算資料のほうの5ページのところの損益計算書のところですけども、当年度純損失が822万329円ということで、その特別損失のこのところが、詳しくちょっと教えていただきたいんですけど、打切り決算に伴うということで、引き継いだ分があったかと思うんですが、どういったものが減っているんでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

この特別損失ですけれども、官庁会計で予算計上されないもの、かつ企業会計でも予算されないものというふうになってきます。例えて言いますと、引当金、賞与とかですと、令和2年6月支給分となりますと、対象月が前年度の12月から12、1、2、3、4、5と、この6か月になります。そのうち12月から3月です。これは、その月に費用が発生したと企業会計では考えますので、その分を引当計上するんですけれども、官庁会計ではその考えはありませんので、その分は特別損失で費用計上しております。

あと、消費税ですね。消費税の申告も、官庁会計ですと9月に最終申告します。その分の費用ですね。それは官庁会計では翌年度の予算になりますけれども、企業会計ではその当年度となりますので、そのギャップの分ですね。それを特別損失として上げてます。ですので移行初年度、今回のみ発生したものというふうになります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ということで、特別損失は、もう次、3年度からはほぼないというふうに見たらいいということですね、この1, 800万ね。分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

それで、この収益的収支のところなんですけど、3ページのところですね。収益的収支で純損失が出て、資本的収支でこっだけ企業債償還してますんでね、かなりね。収支不足が出てくるということで、これは損益勘定留保資金で補填するというふうな感じになっているんですけれども、こうせざるを得ないんでしょうけども、やはりできるだけ収支不足がないようにしていくほうが望ましいわけですね。それは無理な話なんですけど。やっぱり忠岡町の特別、やはりこれは一気に下水道や雨水10か年計画とかでかなりバブル期に進めていったというところの急激な、ちょっとそういう工事が進んだという部分が影響しているというふうに、監査委員の意見書のほうにもそのように書かれていて、これはもうしてしまった分やから返していかないといけないということなんですけど、こういった状態がちょっとしばらくずっと続いていくというふうな企業会計になっていくんですね。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

そうですね。資本的収支に関しましては、基本的には収入の財源が決められていますので、ずっと収支不足、水道のときも同じだったと思うんですけど、これは必ず出てくるものと思います。で、先ほどの損益勘定留保資金、こちらの金額と合わしまして、これが上回らないようにということで、上回ってなければ事業のほうは実施できてるという考えでいいかなと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

補填財源に使用可能額というところを超えないように、収支不足がね。というところで、あまりぎりぎりというんでしょうか、そんなに余裕がない状態ではあるということをも分監査委員の方はご指摘されているんやと思います。

で、だから今後の汚水、雨水の工事は、やはり優先順位をつけて慎重に事業費をちょっと抑制にということで、企業債の償還ということを進めていくという、そのところをちょっと強調されているのかなと思いますが、今、令和2年度もそのような状態で、どれだけちょっと工事ですね、進められた、抑制はされながらしたんでしょうかということで。何か所されましたか。で、どのぐらいの工事をされたかというところで。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

決算書の39ページをご覧ください。こちらに令和2年度に実施した工事一覧を載せております。舗装の復旧工事が3件と、雨水管の布設工事1件、それとポンプ場の長寿命化工事1件という形になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。舗装の復旧は、工事は絶対しないと大変危険ですので、これはして、新規の工事としては東2丁目のところの雨水管ですね。あと、これも雨水管布設工事そのものは1か所だけで、下水道そのもの、汚水のほうの工事というのは特にはされなかったということでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

雨水工事が東2丁目の1件。汚水工事に関しましては、ちょっと準備のほうがありましたので、令和2年度は実施しておりません。3年度からまた再開いたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。また、今後、雨水ポンプ場の長寿命化の部分についてもかなり費用が要ると、この間ちょっと視察ね、議会で行ったときにかなり聞きましたので、これも要っていくということで、ちょっと抑制をしばらくずっとしていかないと、ちょっと厳しい状況であるという会計だというのはよく分かりました。

あとですね、いいですか。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ということで、今後ね、その会計の状況も見ながら抑制しながらということで進めていきたいというふうに思います。

あとですね、この収入のところで、重要なところで営業収益の下水道の使用料ですね。ここを増やしていかないといけないけど、人口が減少していく、そして使う水の量が減っていくので、ここも減っていくと。ここが増えていかないと、なかなか改善をするという見込みがないというふうに思えるんですけども、この点について、増やそうと思ったら、値上げというのは、値上げをすると滞納が出てきたりということで、やはりそうなるので、大阪府下でも14番目に忠岡ね、下水道料金が高いので、これ以上の値上げというのはちょっとしてはならないと思うんですが、水洗化率を上げていくと。接続していただいて、そして下水道を支払っていただくというところの、そこで努力いただくというふうにしていただきたいんですが、水洗化率はここに書いてましたね。90.5%ですかね。90.5%ということで、令和元年度が90.1%なんで0.4%進んだということなので、これをもう少し接続していただくというところの努力をどのように今年度は、この年度はされたのかというところで教えていただきたいんですが。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

令和2年度におきましては、例年どおり広報、ホームページなどの啓発活動ということになっております。例年ですと戸別訪問のほうをさせていただいたりしてるんですけども、コロナ禍ということで、そういったことは令和2年度に関しては控えさせていただいております。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

未接続のところ、新築住宅は必ず水洗になっていくかと思うので、そういう新築住宅が増えて水洗化率が上がりましたという形ではなく、未接続のところの接続をいかに進めていくかというところをね、そこでまだ220世帯ぐらい接続されていないというふうにか去年度は言っておられましたが、未接続のところの分を接続を促すということで、今後どのように努力されるのかなということ。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

今年度につきましても、同様に広報、ホームページをさせていただいてます。あと、先日、コロナの補助金ということで水洗化補助金のほうも計上させていただきました。何とか皆さんに使っていただけたら、気持ちですけども、0.2%ほどさらにアップするかなと考えておりますので、そういった形で対策のほうはさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

やっぱり補助金のアップというところで、そういう接続しようという意欲に結びつけていこうということで動かれているんですけども、何分ね、期限が決まっているということなので、これが新年度からもし、そういうふうな方向で進めていくほうが効果があるということであれば、やはり今現在の条例的には2万円でしたかね、補助金。2万円です

ね。接続して100万ぐらい使って2万円しか補助金がないというのと、やっぱり10万円ぐらいあるのとで全然違いますので、そういった接続を一気に進めていくということで補助金のアップというの、コロナのこの交付金が終わった後でもやはり検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

先ほども三宅議員から指摘がありました経営戦略とか、そういった今後の経営ですね、その辺りを見まして、余裕があればまた検討の余地はあるかと思うんですけども、その辺りはちょっと経営戦略を立ててから、また考えたいと思っております。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

経営戦略ができるまでに、令和4年度ですね、できるまで4年度どうするのかということも、ぜひコロナの交付金を活用した補助金のアップというところをもっと宣伝していただいて接続していくという、そういった方向で、せっかく下水道を引いているのに接続してもらってないということは、回収できてないというところの部分だと思いますので、ぜひ100%を目指してやっていただきたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

あともう1点ね。前の下水道の会計から赤字を4,000万円引き継いだ分というのは、どこにどうなっているんでしょうかというのが、ちょっと私、よう見つけないんですけども。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

それは令和元年度の予算となりますので、令和元年度の決算委員会、ちょうど1年前のときにご説明させていただいていると思うんですけど、そこでもう整理できてますので、引き継ぐというのは、この入金とか出金という事務処理を引き継ぐという意味でありまして、赤字をそのまま引き継いで令和2年度予算に入ったというわけではありませんので、この決算には出てきておりません。

委員（是枝綾子議員）

出てこないということで、また個別にちょっと、どういうふうな考えで、どこにそういう引き継がれているのかというのは、また教えていただきたいと思います。分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

1個だけ教えていただきたいんですけど、先日、ポンプ場を見学させていただいたんですけど、更新も耐震化も大きい工事ね、今後控えてるということなんですけどね、これ、意見書か、ちょっと見させていただいて、最後のところなんですけどね、今、コロナがね、感染症がずっと発生して蔓延してて、町の税収も今後財源的にも厳しくなる、税収が減っていくというところで、財源確保、町全体として確保が難しい中で、その計画が要は進まないというか、本来ここ絶対工事せんとあかんのだけど、財源的に厳しい。例えば、認定こども園の整備事業とかがあったりとかして、要は必要なこっちの下水のほうのポンプ場のほうの工事ができなくなるというか、優先度が低くなる、落ちるといふこととかあり得るんですかね。そこは上の判断とか財政のほうになってくるかもしれないんですけど、そこから辺どうお考えか、お聞きしたいんですけど。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

下水道事業に関しましては、基本的に財源としましては企業債と国庫補助金で賄われている部分が大部分となりますので、直接的に町財政から影響というのは大きくは受けないと思っているんですけども、それに関して企業債の償還、こちらがまだ高止まりの状況なんです。ちょうど平成1桁、5年から10年当たりが特に事業を実施しまして、そのちょうど30年後が今ぐらいになりますので、すごい償還額がピークになってます。この辺りをちょっと抑えない限り、まず経営として成り立っていかないの、そういった面を見ながら、ちょっと事業のほうは考えていってると。今後、間違いなく更新がまた発生しますので、そういったときに、また同じような集中した工事にならないように調整していき

いというふうに考えています。そのために経営戦略とか立てて先々を見据えていきたいと考えておりますので、特別そのやめたというんですか、工事をというのは、今のところはありません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ一応財源は別としても、その予定ですよ、これをせんと、例えばポンプ場の機能が落ちて冠水するとかですね、そういうところも含めて、災害じゃないですけども、そういう影響が出るようなおそれとか、そこなんですよ、はないかなという。

下水道課（安藤俊紀課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

安藤課長。

下水道課（安藤俊紀課長）

ポンプ場は、以前見ていただいたとおり、相当老朽化してます。この長寿命化を推進していくためにストックマネジメント計画というものを立てまして、健全度とか、そういった全体を見渡して、優先順位をつけて工事をしていってます。財源に限りがないのであれば、何十億と投資して全て新しくすれば安全ですけども、そんなこともできませんので、ある程度ぎりぎりのラインですけども、順次やっていくということで、特別これをやめたというのはありません。

で、以前から耐水化ですね、津波とか、そういったことで機能を停止しないようにということがありましたので、来年度から対津波対策ということで、ちょっと耐水化のほうは実施していきたいと考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

必要なものは着実にこなしていただきたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、各会計決算の審査が全て終了いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。午後1時から再開いたします。午後から総括質疑を行いますので、皆さんよろしく願いいたします。どうもお疲れさまでした。

(「午前11時44分」休憩)

委員長(河瀬成利議員)

それでは、休憩前に引き続き審議を再開したいと思います。

(「午後1時00分」再開)

委員長(河瀬成利議員)

審議の前にちょっと追加ですね、午前中に審議いたしました介護保険関係の追加資料について、お手元に配布させていただいておりますので、ご覧のほどよろしく願います。

それと、総括質疑に入る前に、後期高齢者医療特別会計について担当課より訂正の説明がございます。担当課、よろしく。

泉課長。

保険課(泉 亜希課長)

先ほど後期高齢者医療特別会計において是枝議員より質問のありました短期証の件につきまして、「発送している」と申し上げましたが、「発送していない」と訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

委員長(河瀬成利議員)

よろしいですか。

それでは、総括質疑に入ります。

総括質疑につきましては、これまでの審議との重複を避けていただき、大局的な観点から質疑をお願いします。よろしく願います。

質問される方は挙手をお願いいたします。勝元委員。

委員(勝元由佳子議員)

では、ちょっとお聞きします。

調定についてお聞きしたいんですけども、忠岡町の調定って、歳入の調定、調べる定めると書いたほうの調定です。納入、要は忠岡町にきっちりお金が振り込まれて入ってきているのを確認して調定してると思ってたんですけど、何かもう納付書を送る時点、納付見込みで調定してるということなんですけど、それはオーケーなのかというのと、それをして、もし未納があつて、確実に取り切れてない場合、調定額、何か狂ってくるのと違うのかなと思ったんですけど、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

会計管理者兼会計課(春日正人課長)

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

春日課長。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

今ご質問の件ですが、調定に関しては基本的には事前調定というものでさせていただいております、原則は事前調定でありますので、例えば住民税とかの遅滞金、町民グラウンド等の使用料につきましては、こちらは性質上、前もって調定することができませんので、ここは事後調定というふうな形でさせていただいております。

委員（勝元由佳子議員）

あと。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

要は見込みで調定して、その後、実際に納入、町に歳入として入ってなくて、調定額、ずれる可能性はないのかという部分です。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

調定を上げていただく際には、基本的には納入義務者あるいは価格の金額の決定ですね、しておりますので、それに伴って入ってこないということであれば、収入未済という形にはなるというふうに考えております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、一応ここに、決算書に上がったとかしてる調定額と実際の入ってる額とはそごがないというか、もしあった場合は今おっしゃってた収入未済になってるということですか。

会計管理者兼会計課（春日正人課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。あと、じゃあ、ちょっと事業が複数部局にまたがる分をお聞きす

るんですけども、昨日の個別のほうでも質問させていただいたんですけども、産業振興課のほうでされてるレベルアップ支援事業、ありますね。それと、教育のほうとの兼ね合いでお聞きしたいんですけども、大人の学び直しであったりとか職業ですね。すみません、職業をね、何か手に職をつけるとか、そういう部分って、私は本来教育のほうで、生涯教育、リカレント教育というところでやっていくべきだろうと思うんです。で、新たに策定した総合計画のほうでもやっぱりリカレント教育という部分、入ってきてますしね。そこは支援の助成するとかはあってもいいですけども、大きく考えたらそこは教育部門で担う部分であって、産業振興のほうでするものなのかなと思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

今、リカレント教育というふうに議員、お尋ねなされました。このリカレント教育というのはOECDの総会等が出された、どっちかといいますと就労者の教育というのがスタートであって、リカレントということですから繰り返し、循環するという意味ですから、学びと仕事、学びと仕事というのを繰り返して一生涯やっていると。それがリカレント教育で、よく似た概念に、おっしゃった生涯教育、生涯学習という概念があります。このリカレント教育というのは、その学びを就労に生かすという部分がリカレント教育で、生涯教育というのはその人の人生のために、その人生を豊かにするという部分で、必ずしも就労には関連ない部分も含まれるという形で、というふうに私自身はリカレント教育というのは捉えているところです。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、教育長お答えいただいたとおりで、学んで職業に生かす、学んで職業に生かすというまさしくリカレント教育、教育なので、教育部局じゃないんかなと思うんですけど、そこは教育部局では担われないんですか。

委員長（河瀬成利議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

何も全て教育といえば教育なんですけれども、多くはこの日本でもリカレント教育というのは、大学、短大、それから民間のそういう技能なりスキルをするような部分でされてまして、我々、特に私どもの学校教育課のほうは義務教育という範疇の中で、それから生涯教育のほうは一生涯の、先ほど言いましたその人の生きるということの潤いを、またその喜びを生じさせるという部分で、必ずしも職業に資するという部分までは考えてないというふうに捉えております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこはよく理解できました。で、文化会館でいろんなクラブとかされてて、教室があったりする中で、先ほど私も教育長の答弁を聞くまでは、その生涯教育という部分で、生涯教育課の範疇かなと思ってたんでこの質問させていただいたんですけど、習い事で、趣味で人生を豊かにするために習う部分と、やっぱり職業を生きていく糧につなげていく部分で何か身につけるといことはやっぱり違うと思うんですね。なのでそこ、教育で、教育分野でされたらと思ったんで質問はさせてもらったんですけども、今おっしゃったように町の中でそれが組織的にすみ分けされてるんでしたら、やっぱり今後、産業振興課のほうでもっと職業に生かしていただくような教育面ですよね、も含めて事業計画なり予算措置も含めてやっていっていただきたいと思います。一応答弁いただければ。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

産業振興課では今現在、先ほど議員もおっしゃっておられましたようにレベルアップ支援事業と、さらに資格取得を目的とした専門講座の開設という、この2つの事業を行ってございます。レベルアップ事業は国家試験及び技能試験を合格した方に、その費用の一部を補助すると。専門講座は、これまでの受講生の要望や、社会状況等々から決定するんですけども、ちなみに令和2年度では簿記の3級検定とホームページの作成というのを開講させていただいてございます。このように今後も、先ほどおっしゃっていただいたように、社会人が学び直しを通じてキャリアアップやキャリアチェンジを可能とする能力やスキルを身につけていただくことができますように努めてまいりたいと考えてございます。ですので、この辺はよろしく願いをいたします。

また、参考ですけれども、厚生労働省や経産省、文部科学省などが連携してリカレント教育に取り組んでございますので、そちらのほうのホームページをご覧ください、学び直しのきっかけというんですかね、そういうのに活用していただければありがたいというふうに考えてございます。よろしく願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

受ける感じですけども、やっぱり転職なり職を辞めた方なり、あるいはより高所得な職に就きたいというのを狙う方とかに対する町の支援というんですかね。やっぱりキャリアアップという部分の支援は弱いように思うんですね。なので今課長、お答えいただきましたけど、もうちょっとそこら辺、充実するように、計画というかやっぱり企画なりしていただくと必要はあると思います。これはもう要望でお伝えしておきます。答弁結構です。

次です。ちょっと発注関係で、総括で聞いてくださいと言われたんでお聞きしますが、忠岡町ね、指名競争入札をされてるんですけれども、特に工事の入札についてはもう町内業者限定でやってるということで、やっぱり町内業者が受注してる案件が非常に多いんですね。そこで、その業者選定の方法は、一応指名業者の選定の要綱があるんで、そこで定められてて、1億円未満か以下かについては町内業者優先になってるんですけれども、その見直しを図っていただきたいというところが1点と。

あと、多分去年もお聞きしたと思うんですけど、結局入札案件のところに、内容になると、総務課は原課の、もちろん内容については原課が判断して、それこそ意向とかも原課のほうで考えていただくものやと。総務課は粛々と入札事務をするところですとおっしゃるんです。逆に原課のほうは「いや、入札事務は全部総務課さんのほうなんです」と、お互い振り合いみたいな感じで、聞いているこちらとしたら、どっちが責任持ってるのと。内容の面については業者の指名、どこのどんな業者にしたいとか、そういう意向ですよ、はどちらが主導権を握ってて、決定権とか決めたりするのというのは、正直聞いてて分からないんですね。

という質問をしたときに「総括で聞いてください」ってなったんで、お聞きするんですけど、実際に例えば指名業者を選定するに当たって、担当課の発注に対する意向ですね、そこら辺はどのぐらい反映されるものなんでしょうか。もう全て総務課なのか。いやいや、原課さんで言うてもろたら何ぼでも反映しますよというのか、教えていただけますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず1点目の、入札に係る指名競争入札において、業者選定におきましては、ご指摘のとおり町内業者が多いということの結果から言われていただいているかと思えます。これにつきましてはご承知いただいているとおり、本町の建設工事等指名業者選定委員会の規定におきまして、設計金額が1,000万円の案件につきましては原則、指名委員会に諮るということになってございます。

しかし、その登録替え、業者登録の入札参加資格申請のときに、これにつきましては2年に1回の登録替えということになってございますが、その登録替えの初年度におきまして開催する初回の選定委員会において、建築、土木等の町内業者の位置づけという確認も行ってございます。と併せて、指名基準での1億円未満までの案件につきましては、町内業者へ発注するなどの事項も併せて確認を行ってございますので、結果的に1億円未満の案件につきましては町内業者へ発注をしているという状況でございます。

で、2点目の業者選定に係る選定委員会を除く部分かと思えますが、総務が主導なのか原課が主導なのかという部分につきましては、これも以前お答えさせていただいたとおり業者選定につきましては、総務と原課とお互い協議を重ねた結果、調整を行い、業者選定を行っているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まず、1個目の質問の答弁についてですけど、1億円というものを定めているから1億円未満のものについては町内業者でいいんですよということなんですけども、以前も公取の方、来ていただいた時点で、公取のほうがおっしゃってたんですけど、やっぱりその1億円というね、その数値というかがちょっと高過ぎるん違うかと、その基準をもっと落とすべきやと。忠岡町みたいにもう全城市街地で、近隣自治体とも近い、別に山あり峠ありで、他市町村のよその自治体の業者が参入できないという弊害もないんで、やっぱりそこら辺はもうちょっと金額を下げて、より競争性を生かすように、ちょっとできたらその規定を見直すべきじゃないですかというところは言われてます。見直しできたら、そんな条例改正とかで必要ないような規定ですんで、内部でできる範囲なので、そこはやっぱりより忠岡町のこういう地理的条件とか実情を考えると、もっと改定していただいて、すべきじゃないかと思うんですけど、改定する予定というか、そこら辺は全く考えられてないん

でしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今現在、町長初め副町長のほうからご指示を頂きまして、担当課といたしまして従前からご答弁させていただいているとおおり、本町の入札制度の改善、改革ということに取り組んでいる状況でございます。

今ご指摘いただいた指名基準におきまして、1億円未満が町内業者へ発注するという規定がある中で、それは今の時代に即した、忠岡町に適応した、忠岡町の身の丈に合った額になっているのかどうかという部分を含めまして、総合的にそういったことも含めた中の改革ということで事務を進めているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう町長肝煎りで入札制度改革というのをやっていただいているようなので、そこはじゃあ期待して、様子というか見ておきます。

次ね、今度随意契約に関係するところなんですけども、先日なんですけど、たまたまちよっとある発注案件のことを開示請求したときに伺って、えってなったんですけど、昨年度の途中までかな、全庁的にちゃんと発注の起案、決裁せずに発注してる案件が、これまでずっとあったと。で、去年度の途中からちゃんとするようになりましたというのを聞いて、えっ、そんな決裁せんと発注してる案件あったんということなんですけど、それ、どのぐらいの割合であったというか、もうほぼ全部署的にそういうことをやってはったんですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘の件につきましては、全庁的に私どもも担当課といたしまして、昨年7月にそういった随意契約における発注の部分に係る、書類上作成するという主な手続について、

このような形でやっていきたいと思いますという形の部分で周知をさせていただいてごさいます。それ以降については全庁的にそういった形を理解していただいた上で、各課そのような手続を踏んでいただいているというような認識はしてごさいます。しかしながら、そのような形で周知させていただく以前のものについては、各課まちまちの対応がひよっとしたらあるかもしれないという思いがしておるところが正直なところでごさいますので、今現在どのような数があるのかどうかという部分についてはお答えしかねるということでごさいますので、よろしく願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

まあ、一応見直しされてるという点はね、それはいいんですけども、やっぱり起案、決裁、発注にかかわらずですけど、決裁してないというのはやっぱり組織としての意思決定をしてないということなんで、特に発注っていうのは、何でこの業者になったのか、この契約内容でいいのかとか、価格的なものであったりとか業者選定の部分で、やっぱりきちんと書類で記録を残して決裁を取っておくべきもので、後から住民なりが開示請求なりして町の自治体運営がきちんとされてるかというのを調べようと思っても「書類、ありませんねん」って、「物がありません。分かりません」と言われたら、もう検証のしようがないですよ。プラス、やっぱりその組織として意思決定してないんで、そんなんありなんかという根本的な問題もあります。

なので、今までそういうことをされてたというところで、従前から総務課なりのほうで全庁的な、毎年度、随契は全部把握したほうがいいんじゃないですかって言っていたとおりで、そこの把握なり各課任せ、逆に今まで各課任せにして、もうお任せで分かりませんという状態やったから多分そういうことになってたんやと思うんですけどね。やっぱり統括的に総務課がきちんとチェックして把握してということをしていったほうがいいと思うんですけど、そこはどうですか。全庁、毎年度分の全随契を総務課で一定把握するような、そういうふうなことは去年も言ったと思うんですけど、されてますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

現在におきましては、一定の額の部分についての随意契約の案件につきましては総務のほうに合議を回していただいで確認をさせていただいてるという状況でごさいます。全て

の案件ということではないんですけれども、今はそのような取組を行っているという状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これを聞いてなんですけど、やっぱり全庁的に、例えば発注やったら金額安いやつだったら課長決裁でもう課内だけで終わってしまってるものとか、やっぱりあるでしょう。そういう小さい決裁の案件って恐らく分かれへんと思うんですよ。課から外に出ないので。なので発注も含めてですけど、やっぱり全庁的にそこら辺、事務の総括的な見直し、副町長もおられるんでね。今まで当たり前慣例的にこれでええやろうと思ってやってたけども、本当にそれでいいのかというところ。特に課長決裁以内で収まっているような案件とかで事務処理に不備があるとか不適切な処理してるものについては見直しをかけていただきたいと思います。そこは一応答弁いただけますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども申し上げましたように、一定の額までの分につきましては、今までは総務のほうには回していただいてなかったものが、現在は回していただいているという状況下におきまして、やはり担当課としてこのようなことを改めていただきたいと思いますという部分があるものにつきましては、その決裁を押印する、その段階で原課にお声がけをさせていただいて、それを修正等をしていただくかなりの対応を現在行ってございますので、ご理解いただけたらなというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。今後も見直し、改善は図って行ってください。

次、事業計画の関係のことでお聞きしたいんです。令和2年度の決算書というか見てましてもね、各部局、いろんな事業計画の策定に当たられてて、ほとんどがもう外部委託で策定されてます。本来やっぱり企画立案、忠岡町をこういうふうにしていくんだというビ

ジョンの部分はね、できれば町の職員で考えてやっていただきたいと、住民からするとやっぱり思うんですね。なかなかそこまでマンパワー的にもできないんでしょうし、また能力的なところでも足らずの部分があるんでしょうし、いろんな要因があって外部委託というところで、まあ言ったら業者に投げて計画をつくっていただいているということなんでしょうけども、できるだけ、人材育成も含めて、やっぱりできればこういう町を何年計画、今後こういうふうにしていくんだという計画を策定できる、あるいは完璧にできなくてもある程度反映させられるような人材育成をしていくべきやと思うんですけども、そこら辺、どうでしょうか。今後もずっと外部委託でやるんですと、もう町職員は発注の作業だけ、委託の作業だけやっておくんですという、そういうことなのか。ちょっとそこら辺お聞きしたいんですけど。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

令和2年度は計画として言うんですが、かなりの計画を作成いたしました。計画づくりはかなりのマンパワーが要ります。コンサル任せではなく、ある程度町の職員も、町の状況をコンサルさんに言うて、各部局にまたがるものであれば各部局に照会を出して、計画づくりをしているところがございます。中にはコンサルに委託せずに職員でやっておる計画もございますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょうどこの令和2年度の行政評価のほうだったかな、多分人事のほうの事業の内容の中にもそういう企画立案できる人材を育てていくというのが、たしかあったと思います。なので今後、特に若い世代の方についてはそういう企画立案能力、自分たちがどうするかというアイデアを生かして行政施策に反映させるというのをできる人材育成をしていただきたいと思います。これは答弁、結構です。要望でお伝えしておきます。

最後にもう1個、事業計画の策定、この令和2年度、すごいたくさんあって、いろんな中長期的な計画、策定されてるんですけども、その策定計画というんかな、全庁的に見ますと、先ほども町長公室長答弁されてたように、非常にマンパワーというか時間と労力が食われますよね。この決算書全体を見ていても、何かこの計画策定作業だけで終わってしまってる感じがすごいするんです。本当に必要なのは、その計画ビジョンをもって住民

サービスをどうしていくかというのを実際に施策でしていただかないといけないのに、ほとんど何か計画をつくるのが目的みたいになってしまって、計画策定のところで終わっている感があるように思うんですね。

国から、こういう事業計画をなさいよって、策定しなさいよってというのが下りてくるんですけど、法律でもう必ず市町村は策定しなければならないって決められていて、絶対つくらなあかんものもあれば、努力義務でいいよというものもあったりとか、あるいは国が、まあ言葉は悪いですけど、国の仕事づくりとか国のやってるふりのために下に仕事を下ろして、国の事業をやりましたのために下ろしてる、そういう事業もあると思うんです。

なので、もしできたら今後ね、やっぱり本当、忠岡町のこの少ない人員、マンパワー、時間の中で、住民サービスとか必要な行政サービスのほうに力とか財源とか使っていただくために、もしできるのであれば努力義務であるとか、もう法定で絶対せなあかんもの以外の計画策定については、ちょっとこれはもう置いとこかとか、マンパワーを別の計画策定のほう以外の本来業務のほうに充てるということもやっていったらどうなのかなと思うんですけど、いかがでしょう。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

かなりのマンパワーが要ります。例えば本町の場合、特段、必要最低限の計画しかつくってないのかなというイメージがあります。他市さんではいろんな計画を策定しておるんですけども、うちの計画につきましては必要最低限の計画づくりに終わってるというふうには感じております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

例えば、ちょうどこの令和2年度の中で、男女共同参画の計画策定ありましたよね。あれなんかも5年に1回やったか、何年に1回か多分改定作業されてると思うんですけど、やっぱり忠岡町の実情と策定内容とを見比べたときに、策定、計画の中身はええこと書いてて、そやなということを書いてるけど、じゃあ、それなら忠岡町に、現状を見てみるとその計画どおりになってるかということ、やっぱりずれが生じてたりとかということ、あると思うんですよ。

であれば、その策定はちょっと置いていただいて、本来の実務というか本当に実のあるほうにマンパワーを割いていっていただいて、だんだん町の実情に合ってきたら、またその事業計画のほうも見直して一緒に上げていくというふうなね、やっぱりマンパワーの使い方も、どう言ったらいいんですかね、考えていっていただくのも1つかなと思います。ちょっとちょうどこの令和2年度に策定ものが固まっていたんで、しばらくはないかもしれないですけど、今度あったときは、必ず絶対せないかんもの以外は、ちょっと置いてけるものであれば置いていただいて、マンパワーとか時間とか経費を、できたら本来要る行政サービスとか皆さんのしていただく仕事のほうに回していただけたらなと思います。

もう答弁、先ほどと多分変わらないと思います。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

では、他に、ご質疑ございますか。

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

産業振興関係なんですけど、今後多分、衆議院選挙が終わった後に、自民党が野党にならへん限りは多分数十兆円単位の経済対策はまた打たれると思うんです。で、例えばなんですけど、事業再構築補助金でしたら1兆1,400億円かな。で、今採択の状況から見て、もう3年間、要はもうあまりにも金額が巨大過ぎて、採択、3年間計画に変わったような状況で。

ただ、町内でいうと、1回目、2回目の採択で採択された業者が2社で、泉大津でたしか9社で、岸和田で40何社であるんです。まあまあ、1件当たり最大で3分の2補助で、持ち出しも含めたら1億円を超える事業にチャレンジできるというものなんですけど、これは前にちょっとお伺いはしたことはあるんですが、なかなかそれを採択してもらうのに計画書を作らないけないんですよね。まあまあ商工会のほうでアドバイスしますよというのは、もうそれは答えとしては分かり切ってることやと思うんですけど、例えば、たしか泉佐野かなんかは、代わりに作ってくれるそうなんです。町内、その市内の業者か、何かその条件があって、それに対して数百万円の専門家を雇うわけなんで経費は要るわけですけど、ただ、返ってくるバックが地域経済にとってはもう億単位なので、大変いい有効性かなと思うんです。

そういうふうなんを含めて、これからの来年度に向けての予算要望にはなるんですが、直で雇うのか、多分雇うとしたら中小企業診断士やと思うんですけど、直で雇うのか商工

会に委託して週に何回か雇うのかで、そういう意味では地域の、特に個人で最大3分の2、6,000万から7,000万まで国がくれるような補助金なんで、ほかでもものづくり補助金でも全然執行率が悪い状況で、まだまだ拡大を対象者にするような状況なんです。そういったものを地域経済効果という視点で、あまねく忠岡に引き入れるという意味では、そういうような専門家を雇って、地域経済の活性化の投資につなげていただきたいなと思うんですけど、その辺のお考え、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今おっしゃっていただきましたように、地域経済を活性化させるというところの命題はうちの課が背負っておりますので、できるだけお応えしたような施策を組んでいきたいんですけども、今委員がおっしゃっていただいたように費用のかかることですんで、申し訳ございません、この場で即答はできませんけれども、何がしかは当然今言ったように地域経済が発展する、進展する、伸びていくというふうな方向性はいつも考えてございますので、できる限りのことはやっていきたいと考えてございます。申し訳ありませんけれども、今その個別の、今の予算がどうこうというのは、すみませんが、ちょっと控えさせていただきます。すみません。

委員（三宅良矢議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。多分追加経済対策で、多分市町村割にも、また何か億単位とかで出てくるかなと思いますし、実際またそういうような取組してる市町村もあるので、事業再構築、3分の2、金くれるんですけど、結局小さい企業になればなるほど、忠岡みたいに中小企業、個人事業主中心のところやと、どうしてもコンサルに頼まなあかんのですよ。コンサルに頼むと大体着手金だけで10万から30万、成功報酬でプラス1割から20%ってなると、小さい企業になればなるほど、個人になればなるほどちゅうちょしてしまうんですよ。じゃあ、忠岡みたいなレベルの、中小企業が多いところほど手を出さないという意味の、もったいない話になるんで、そういったところも踏まえて、今後も継続してお願いしてはいくので、検討のほうお願いしたいということで、これは1つ目の要望としてかえさせてもらいます。

続きまして、これはすみません、松井委員が急遽倒れてしまったんで、ちょっと1日目に聞けなかったところのプラスをちょっと聞こうかなと思うんですけど、災害対策についてなんですけど、小倉課長のところやと思います。1年前に災害、危機管理という形で新設

された新しい部署で、この1年間でどのような取組をなさってきたのか。今後、いわば独立したという意味です、前までいろいろ合築やって、その傍らやったじゃないですか。それがもう、ある意味専門部署になったということで、どのようなふうにならざるを得なかったのか、教えていただけますか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

今年の4月から危機管理課という独立した課をつくっていただきまして、私どもは日夜ですね、業務のほうに取り組まさせていただいておりますけども、今年度におきましては主にいろんな計画ものを見直すような形、または作成するような形で取組のほうを進めさせていただいております。

危機管理ですけれども、やはり最大の目的は住民さんに安全に避難してもらおうということにあるかと思っておりますので、それに当たってはまず確固と、しっかりとした計画をこしらえさせてもらって実践に移していくというふうな考えのもとで本年度は取組のほうを進めさせていただいているところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、次年度以降は何らかの形で目に見えた成果物、さっきの計画なりですよ。そういう見直しの部分に関しては成果物みたいなのが出てきた上で、何か新たな提案が見込めるということでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

今はいろいろな計画、取り組みさせてもろてるんですけども、まず、住民さんに向けて対しましては、いわゆるハザードマップのほうを更新作業を進めさせていただいております。このハザードマップをもとに、地域の方々とどういうふうな形で有事の際に避難すべきなのか、そういうふうなところについても話のほうをしていきたいというふうにお話しております。

あと、万が一の際はですね、職員についても迅速な行動が求められると思いますので、職員に対する計画ものの作成、また実践的な訓練ですね、こういうふうなものにも取り組んでいきたいというふうにお話しております。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（三宅良矢議員）

もう結構です。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございますか。

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3日間お疲れさまでした。

まず1つ目は新型コロナ対策で、この2年度はこの臨時交付金の決算状況ということで財源内訳を出していただいているんですが、この中で一般財源を、3億7,700万のうち一般財源というものが2億6,255,574円ということで、一般財源がちょっと少ない、かなり少ないと。財政状況もあるんでしょうけれどもということで、本当に求められている新型コロナ対策ということが十分できているのかということで、私たちいろいろ要望もさせていただいている町独自で無料でPCR検査をね、第6波を目前にそういったこともしていただきたいし。

そして、地域経済の活性化のために中小や零細事業者などへの支援金、もしくは地域振興のお買い物のそういった券であるとか、そういったことも他市ではされているということもありますので、そういった一般財源ももう少し発出して新型コロナ対策をするお考えはございませんでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

令和2年度につきましては、流行の始まったばかりでございますので、経済がかなり落ち込むという報道もございましたので、できる限り一般財源を使用せずにコロナ対策を打ち出しさせていただきました。

ただ、臨時交付金のほうが3億円近く頂けましたので、想定外というんですか、かなりのたくさんのお金を頂きましたので、これにつきまして、住民皆様に5,000円配るなり、いろんな金銭面の援助ができたのかなと考えております。

令和3年度につきましても、感染が減っているとはいえ経済がこれからどうなるかわかりませんので、極力一般財源については使わないような形では考えておりますけども、ただ、感染が広がって経済対策、また住民支援が要るようであれば、一般財源のほうも使用していきたいというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

無料のPCR検査というのは、なかなかお金がないということでしていただけないというところがありますし、経済対策もそうですけれども、一般財源を使わないようにということでされてきたのであれば、今度は一般財源ももう少し使ってでも第6波に備えてしていきたいというお答えがあるのかなというふうに思ったんですが、そうでないということでありました。やはり今は落ち着いてるけど、忠岡町の感染者数というのは町村の中では大変多いなというふうに皆さんお感じになってると思います。そういったところで、やはり対策を十分取っていくということが求められていると思います。

お答え、この間の臨時議会のときに副町長さんに私、お聞きしたんですけれども、庶務事務システムというものを、当初や一般財源で取るべきものであるけれども、急ぐということで、その分、新型コロナ対策のお金を使っているということなので、その分も新型コロナ、新たな対策のほうに仕向けてもいきたいというふうな、そういうこともおっしゃっていただいていますので、一般財源を使わないようにしていきたいという公室長さんの答弁と副町長さんの答弁と、ちょっと違いがあるかなと思いますので、その辺りはどのようにお考えになっていらっしゃるのかというものをもう一度、再度お聞きしたいと思いません。

副町長（井上智宏副町長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

副町長。

副町長（井上智宏副町長）

齟齬そごがあるということではなくて、やはりコロナ対策の補助金なので、まずそこを活用できるものは活用していくということです。

その当時答弁させていただいた趣旨としましては、当然あのときにはさらに拡大する可能性がある、そこにはやっぱり臨機応変、対応していかなあかんというようなことが考えられます。そうしたときに、それでもなおコロナ交付金、コロナだからコロナ交付金というところにこだわって施策を提供していくのか、いや、一般財源を投入してまでもやるべきことはやっていくのかというところで、その垣根というものは柔軟に考えた上で対応させていただきますと、そういうことなので、先ほどの公室長の答弁も同様の趣旨だと私、考えておまして、必ずコロナだからコロナ交付金の中で全て収めるんだということではなくて、状況を見ながら必要な財源は投じていくと、こういう趣旨でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ということで、副町長さんのそういったことと公室長さんの、公室長さんのほうはそういう含みがあって、そういうことがあっての最後のそういう答弁だったということで、同じ趣旨だということなので、柔軟に対応していかれるということで、必要なものについてはやっぱり即手を打っていただくということで、そういう受けとめでよろしいでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

はい。

町長公室（立花武彦公室長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、今新型コロナの、コロナ禍ですね。親や夫が家にいる時間が長いということで、児童虐待や配偶者などによるDVという件数が全国的に増えているということで、先日も摂津市でしたか、どこかちょっとね、大阪府下でも1人、お子さん、虐待で亡くなっているということもあります。ということで、忠岡町の児童虐待やDVの件数というのはコロナ禍で増えているんでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

DVのことにつきまして担当課のほうから。女性の相談件数、42件という形になってございます。延べの件数です。その中でDVの件数、7件となっております。ちなみに、コロナの関連の件数はうち1件ということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

DVについては今のお答えで、この人口が少ない忠岡町でもやはり、コロナ関連としては1件の相談があると。ひょっとしたら直接忠岡町ではない、府や他の団体への相談というものもあるかもしれないけど、忠岡町が把握しているだけではDV7件で、コロナ関連が1件あったということなので、今後、これからまだまだ続いていくものだと思いますので、引き続き相談と、あとそういう保護という点や、様々な支援策につなげていただけるように努力いただきたいということで、直接、すみません、DVの相談は忠岡町が責任を負うものか子ども家庭センターなのか、どちら。連携しながらでしょうけど、直接の一番責任を最終的に負うところはどこでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

DVに関しましては当然、副委員長おっしゃいますように様々な種類があります。当然子どもが関わる場合もありますので、関連機関、その都度相談しながら、子ども家庭センターでいいものやら、大阪府の女性センターであったり、そういうところを選びながら適切に対応しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。で、児童虐待のほうは増えているんでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

児童虐待におきましても、コロナが影響しているかどうかというところは分からない部分はございますが、やはり昨年比べて担当のほう家庭訪問をして、お母さんに対応しているという件数は増えている状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

これ、なかなか件数ということがちょっと難しいかと思えますけれども、どの程度の数というんですかね。増えている件数ですね。増えているというんですが、どの程度増えているんでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

予防対策地域協議会ということで、関係機関が集まって毎年、件数の見直し、各家庭の状況の見直しというのを行っております。今年の8月末現在でおきますけども、対象世帯は31世帯50人ということで、昨年の同時期に比べますと数は減っている状況になっているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

8月の時点で、去年度と比べたら数は減っているけれども、コロナ禍、去年に比べて数が増えていると聞こえたような気がしたんですが、どちらなんですか、すみません。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

最近ちょっと、担当のほうがお伺いする件数としては増えておりますけれども、全体で見ますと減少しているというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

件数として扱われている対象件数は減っているけれども、やはり訪問したりという、そういう延べの回数は増えてきているというふうに、そういうことでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

1世帯に対応する時間といいますか回数というのは、最近ちょっと増えている状況ではございますが、毎年見直しを行う中で、もう落ち着いている方につきましては終結という形で、要対、要保護児童対策協議会のほうから、対象から外していつているというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

これも関係機関会議というところは、これは忠岡町が一番責任を負ってされていらっしゃる会議なのか、子ども家庭センターが児童相談所的な、子ども家庭センターのほうが主催されてされている分でしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この要保護児童対策地域協議会におきましては、忠岡町の要保護児童対策地域協議会ということですので、子ども家庭センターの方も参加していただいて、教育委員会部局の方も参加していただいて、年に2回、3回実施しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

深刻なことに発展していくようなケースというのがないのかとか、そういう事件や事故、死に至るようなそういったケースになる前にきちっと手が打てるような体制というのは取っていらっしゃるのでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

そういう重篤なケースにならないように、担当のほうが家庭訪問を何回も行いながら対応しているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。必要に応じてメンバーの見直しや、またそういった関係機関のところの会議を増やして持っていくとか、深刻なケースというところについては、深刻でないと思われるところは深刻なケースかもしれませんので、その辺り、専門の機関の意見やそういうアドバイスを頂きながら対応していただきたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、どこで扱っていいか分からないですけど、9月議会で生理の貧困についてはたくさんのおね、3人の議員の方から質問がありましたが、結局これって、どない対応していただけるようになったんでしょうかということ、学校のことについては保健室でというふうな明確な答弁があったように思うんですけども、そのほかの公共施設についてはどう対応を、改善していくとか何か変化があったんでしょうか。すみません、教えてくださいませんか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

生理の貧困につきましては、従前から忠岡町社会福祉協議会のほうで生活困窮の相談という中で相談いただいていたので、そこでそういったものが必要かどうかということ、対応させていただいてるということで、そこを引き続いて、今現状、必要な方に対してはお渡しさせていただいている状況であります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

社協、生活困窮の相談というのは、生活保護とかに陥らない、一歩手前の方をそういうふうにするという、そういうなかなか対象が限定されているというものであるので、それはそれで、日用生活品とか食料とかのそういったあれですよ。社会貢献の部分のことを言っていらっしゃるのですかね。それって。どういう対象の方のことに、今忠岡町はしていますという答弁なんですか、ちょっと分からないんですけど。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

私、生活困窮と言いましたけども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急小口の貸付け等ですね。社会福祉協議会のほうにおいて貸付け事業をそれぞれ行っておるんですが、その中で必要な方に対してお渡ししているような状況であります。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ということは、緊急小口の貸付けに相談に来た方が対象という形で、相談には来てないけど困窮はされているとか、貧困にあえいでいるという、そういう用品も買えないというふうな方については行き届いていると言えるのでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

生活するにおいて生活費がないという、その緊急小口で対応できるような方、緊急の生活費がないというような方、借りに来られたりとかしてますので、今、一定はその対応のほうで、個別ではもうそういったものを買えないので、お金ないんですということの相談は今ちょっと頂いたことはないです。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

本当に緊急小口に相談に来られる方が対象となると、かなり限定された方ということになるかと思います。そうではなく、やはり生活、食料、食べることのほうが先で、なかなかそこまでとか、いろんな事情でという方については、そこにはちょっと結びついていない方もあるかもしれないので、だから公共施設のトイレにそういったものをちょっと設置をしてほしいという、そういう趣旨での質問も多かったと思いますが、そういったことについてはお考えにならないでしょうか。

なかなかね、女性でないと分からないということもありますので、ここに男性の方が多数で、女性の方、3人しかいらっしゃらないということで、そういったところのちょっと分からない部分があると思いますので、やはりそれね、女性の職員の方も含めて一緒にちょっと考えていただけたらなというふうに思いますので、トイレにちょっと置くだけなのになぜ、他市や他のところではやっていらっしゃるところも何か所かありますけど、そういうことが忠岡でどうしてできないのかな。こんな小さなところで、公共施設、そんなになしということで、ぜひそれは一度考え直していただけて置いていただけたらと。

大変そんな大きな予算が要るようなことではないと思いますので、そんな何千万も要るとか、コロナの臨時交付金が来ないとできないようなものではないと思いますので、ぜひそこはちょっと考え直していただけて、安心してそういう、貧困とかそういったことを人に知られたくないというのがやっぱりあると思います、皆さん。「私は貧困です」と言って歩いて回るような人っていないと思います。やっぱりちょっとね、そういうようなときにあると助かると。困ったときにとかね。そういうふうな細かいところに行き届くというのが小さなまちの忠岡町のいいところではないかというふうに思いますので、ちょっと検討し直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

議員おっしゃられています件につきましては、一度検討させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。ありがとうございます。

あと、入札制度の改善については勝元議員が一定されているので、重なるということで

すので、次に移ります。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。はい。

委員（是枝綾子議員）

文化会館や福祉センター、公共施設で開館日を1日減らして週2日休みということにしているということの、それを元に戻してほしいということの質問ですが、これもかなり長い間申し上げてますけれども、開館を文化会館はもう1日開館をしていただく。福祉センターは夜と休日、閉まっています。立派な施設で、これも3億円以上かけた立派な施設です。土曜日休み、日曜日も休み、夜も閉まっている。本当に9時～5時の間しかちょっと開いてないという、大変もったいないところですので、忠岡で公共施設で借りれるところというのが大変少ないというところで、文化会館もかなり、利用したい時間帯とか曜日というのは重なっているというところもありますので、以前は、勤労青少年ホームがあったときは、そこも文化会館と一体に使えて大変便利に住民の方が利用できたということですので、それがもう使えなくなったということもありますので、これは、文化会館は教育ですけど、福祉センターは介護というか高齢介護課のほうですね。ですけれども、それぞれちょっとうまく連携して、そこが活用できないかということもぜひ検討していただきたいと思いますが、開館日を元に戻すということと、福祉センターのもう少し夜と休日の活用という点についてはいかがお考えでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

文化会館、確かに月曜、火曜、休日2日間いただいております。これは庁舎に勤める職員、土曜、日曜、週休2日制に倣うものですので、これを動かすということになりますと職員を投入しなければならない、それがまず第一、大きな問題となってまいります。

そのことと利用者の思い、平日働いておられて、土・日働いておられて、そして月曜、火曜、ご利用になりたい方も当然いらっしゃるわけで、あと夜間の問題。夜間も文化会館、平日は9時、日曜日は6時ということなんですけれども、それ以降にまだ少しお使いになりたいというようなご要望もないわけではないわけです。

それをどのようにしたら町財政を食い込むことなく、また利用者の方の満足を得られるのか。これはもうちょっと大きな課題ではあるなというふうに担当としては思っておりますので、今この場でどのようにさせていただくというのがなかなか具体的に申し上げれないと、それぐらいちょっと大きな課題かなというふうに思っております。ただ、課題ではあるということは感じておりますので、今日のところはこのぐらいでちょっとお許しいただ

けたらと思っております。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

今、文化会館のあり方というんですか、運営のあり方についての、いろいろと検討が進められているというところで、その中でもそういったお声があって、そういう議論もしていただけたらなというふうにも思います。今されてるんですかね、文化会館に関しての。

生涯学習課（小林和子課長）

はい、運営協議会ですね。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。その辺、そこでもちょっと議論していただけたらというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

生涯学習課（小林和子課長）

はい。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

福祉センターのほうにつきましてなんですけども、そもそも開館日が変わったところが、行財政改革の際に開館日を減らしたといった経緯もございまして、なかなか町財政のほうと相談して計画していかないと、人件費等いろいろやはり経費もかさんでくるところもございしますので、今後の町財政等も考えながら利便性等を考えていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

福祉センターね、やっぱり閉まったらもったいないというお声はやっぱりあると思いますし、議会でも質問もさせていただいておりますので、一度検討する場所というのは、福祉センターの運営の何かそういった、文化会館のようにですね、何かそういう住民の方も入っての、そういう協議会のようなものというのはいかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。高齢者施設運営委員会というものを開いておりまして、利用者の方も委員として入っていただいて開催して、お声を頂いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、その高齢者施設運営委員会というものはどの頻度で開催されてますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

年の事業の報告等を主にしていただいてまして、今は年1回の開催になっております。

委員（是枝綾子議員）

年1回ですか。はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

年1回の開催ということで、特に議題があるわけでもなさそうな感じの委員会のようにすけれども、そういったところにも声を聞いていただいて検討もしていただきたいと思いますので、担当課だけの検討でなく住民も一緒に入ってのところでの検討ということもぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

必要に応じてまた適宜していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひします。

あと、災害対策のところ、これは水の確保について、水の件については水道企業団ということになっているので、このことについてちょっとお尋ねしたいんですけども、災害時、何かあったら、水道センターが忠岡の役場にありますので、そこも一緒に入ってということでされると思いますが、水の確保についての責任は水道企業団が負うということになっているわけでしょうか。それとも忠岡町が確保するというところになっているのでしょうか。一応、法制度上はどちらがということで、きちんとどのようにそれは幾らずつか、何か明確にきちっと話はできていらっしゃるでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

水道事業でございますけども、町から企業団のほうに移行しておりますので、第一義的には水を確保する責任は企業団にあるというふうに考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

なるほどね。はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

第一義的確保というところで、備蓄というところも含めて、復旧してちゃんと確保するというそういう確保と、それと水を備蓄しておいて、たくさん確保しておくということと、いろいろあるかと思いますが、確保にも、忠岡町はどの部分を負っていらっしゃって、どの程度あるのかというところで、すみません。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

地域防災計画の中でも記しておるんですけども、住民1人当たり1日3リットルの水、これを3日間、企業団には整備のほう努めていただきたいというふうな書き方になっておるところでございます。

あと、実際のところ町のほうでも一定の備蓄はしておりますけれども、とてもじゃないですけど、1人1日3リットルというところまでには到達しませんので、一定の水の備蓄は進めていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

水道の企業団に今年度、忠岡町から企業団議会にね、忠岡町から議員を出せている年です。そういうことについてもやはりいろいろ聞いたりとか要望していったりとかするいい機会にもなっていますので、そういうことも議会サイドからも聞いていきたいというふうに思います。ちょうど定例会とかも11月にあるようですので。分かりました。よろしくお願いたします。

もう1点だけ、最後。

委員長（河瀬成利議員）

はい。

委員（是枝綾子議員）

これ、最後です。すみません。高校生の奨学資金の貸付制度についてですが、予算上、貸付けされる方がいないので、全然、予算上全く出てこないということなので、ちょっとここでお聞きしましたけれども、高校の授業料が無償化になっておりますので、借りる方も少ないと、いない状態ではあります。20年以上借りることがないというふうになっておるようであります。

で、一応2,000万円の基金がたまっているということで、やはり高校にね、経済的な理由で進学ができないという子どもがいないかどうかというところで、これをもう少し活用して、子どもの貧困の解決というのは大阪府は何か教育をつけることやということで、子どもの貧困対策の一番に挙げていらっしゃると思います。

で、忠岡町は、計画は義務ではない、任意ですのでつくっておられないんですけども、あすなろ塾や様々な支援をしていただいているということで、あとはお金の確保がきちっとできるかどうかということもね、奨学金の相談も教育委員会はしてくれてはるんですけども、十分なそういう奨学資金というものが得られるようにこの制度を活用すると。今、コロナ禍ですので、活用するということは何か考えていらっしゃるでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今、委員さんご指摘のとおり、本町の奨学資金の制度につきましてはもうかなり制度的に古いものでございまして、おっしゃるとおり何十年と新規の貸付けのほうがないというのが現状でございます。以前からその辺りご指摘のほうもいただいております。教育委員会としましても様々検討のほうはさせていただいております。まだちょっと最終的な方向性ではないんですけども、一定今後の教育分野において有効に活用できるような方向で考えていけたらなというふうに検討しておりますので、よろしくご理解のほどお願い

たします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

検討中ということですが、この制度というのがもう終わったというふうには私は思いません。まだまだ子どもの貧困、大阪はやはり全国に比べても貧困率が高いと言われておりますし、やっぱり学校に行くには一定ね、授業料は無料であっても、それに伴うやはり様々な、学用品を買ったりとか様々な教科書代、いろいろ無償でないですものね、教科書は。そういった必要経費がいっぱい要りますので、まだまだこれは必要な制度ではないかというふうに思います。そういったことで、ぜひこれ、貸付制度の趣旨が生きていくような方向で活用していただきたいということで、お願いいたします。お答え、ちょっと答弁、最後頂きたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

今、ご意見いただいた部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。議長。

議長（和田善臣議員）

是枝さんが聞かれた文化会館の件なんですけれども、あそこはやはり午前9時から夜9時まで、12時間開館してるわけなんですよね。で、役場庁舎は8時間であると。その辺で、正職員があ館に1名、女性の正職員が1名しかいない。あと、夜はどうしてるんかといえば、シルバー人材センターのほうから派遣してもらった方に出てもらってると。いわゆる夜は貸し館状態ですよね。そういった中で、前から正職員の補充はお願いしてるんですが、ここで必ずと言っていいんですけれども、来年度予算には必ずその人件費、組んでいただきたい。もしそれができないというのであれば、いっそのこと館を全部民間に委託して運営するほうがええかなと、そのように私、考えてます。

それと、災害の場合の水のこと、是枝さん今おっしゃってました。当然、飲み水のほうはどうかなと思うんです。備蓄とかあるいは配水車でね。しかしながら、やっぱりこ

の間、和歌山でも管が破裂して、かなり不自由な生活されました。問題はやっぱり下水なんですよね。トイレを流す水がない。こういったことにはどうして対応したらいいんか。

私が以前から考えているのは、南3丁目、中3丁目あたりは、例えばこういう直径8センチぐらいかな、ぐらいの管を打ち込んだらね、6メートル打ち込んだら必ず水が出てきます。その辺でいわゆる掘った井戸じゃなしにね、パイプを打ち込んだ井戸、そういったものも考えておいたらいいんじゃないか。

で、私の家も実はその井戸を使ってるんです。打ち水するのなんかは高うついてしゃあないからね。それは1人配管の経験がある方と私、2人でできました。そこで、仮に停電したかていけるようなポンプ、ありますよね、昔の。ああいうのも準備しておけばかなり下水の、いわゆるトイレを流す水の補給になるんじゃないか、このように考えてます。その辺も一度一考いただいて、将来に向けて備えてほしい、このように考えています。

委員長（河瀬成利議員）

二重部長。

教育部（二重幸生部長）

まず、1点目の文化会館に正規職員をとということでございます。当然、教育委員会としましてはもう過去からその辺り、当局のほうにはお願いはしているところでございます。ただ、全体的な人の、職員の配置という部分もございますので、継続して要望のほうはしてまいりたいというふうに考えております。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

災害時の水の確保については、既に水道企業団のほうに責務が移っているところではございますけども、町民の安心安全を守るために、町のほうも企業などには要望のほうも、逐次情報共有しながら考えてまいりたいというふうに考えております。

議長（和田善臣議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

今、水のことなんですけどね、水道企業団には事情を言いました。それを、飲み水以外は私ところの管轄ではないのでということですね、やっぱり自分らで解決せなあかんと。自助努力で、個人個人でそういう水を置いておけというのもちょっと無理な話でね、毎回毎回、例えば風呂がある家やったら、風呂を満タンにしとかなあかんのかとか、そういった

ことになってきますので、やっぱり公として、町として考えていかなあかん問題やと思っ
てます。それについてどうでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

和田議長のおっしゃることも分かるんですけども、なかなか町としてそういった施設料
ですね、補助を出したり、町のほうで設備するなりと、ちょっとなかなか財政的にも難し
い部分があると思いますので、企業団のほうに災害時の水の確保、それについて町のほう
で要望していきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（和田善臣議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

何遍も言うのは嫌なんですけどもね、やはり企業団はやっぱり飲み水だけですよ、精い
っぱい。トイレへ流す水なんか、とてもやないけど回せるはずがない。そういうことで町
としてどんなふうに考えるのか。いや、僕が言うたように素人がそれつくれたんですから
ね、そんなに金はかからない。

例えば、いわゆるチビッコ広場というんか、北グラっていうんかね、通称。あそこに5
本でも6本でも打ち込んだらいいんですよ。それで水、出てきますわ。そういうことで一
遍一考願いたいと言ってるんです。そやから、あれするにしたかて、業者に頼んでもやっ
ぱり5本ぐらいやったら、そうやね、200万あったらいけるん違いますか。その辺で一
遍考えてください。

もう答弁、結構です。

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

それでは、各委員の意見集約を行いますので、理事者の方は、後ほど連絡いたしますの
で、自席で待機願います。どうもお疲れさまでした。

(理事者：退席)

委員長（河瀬成利議員）

委員の皆さん、どうもお疲れさまでした。

意見集約の時間なんですけれども、今、2時15分です。そして大体どうですか、45分ぐらいでできますか。無理ですか。そしたら3時半ぐらいでいけますか。大体1時間ぐらいいつも取ってるみたいなんですけど。

そしたら4時にしましょうか。

(異議なし)

委員長（河瀬成利議員）

それでは、4時に再開しますので、それまで暫時休憩いたします。時間厳守でお願いします。4時です。よろしく。

(「午後2時19分」休憩)

委員長（河瀬成利議員）

それでは、再開いたします。

(「午後4時00分」再開)

委員長（河瀬成利議員）

各委員の意見集約を行います。

これより各委員の意見を聴取いたします。ご意見をお願いいたします。

順番は勝元さんからこう回ろうかということなんで、勝元委員からお願いします。

委員（勝元由佳子議員）

では、令和2年度忠岡町一般会計・特別会計歳入歳出決算について改革忠岡の意見を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大・蔓延により、全国自治体がその対応に追われる年となりました。忠岡町においても国からの地方創生臨時交付金等を活用して様々な新型コロナ対策が実施されました。

その交付金の使われ方について、全国の一部の自治体では、新型コロナ対策を口実にした不適切な税金の使われ方が問題になるケースが見受けられましたが、令和2年度における本町の新型コロナ予算の使途については、住民や世論の疑念を招くような不適切な使い方は見られず、住民や事業者などへの支援や感染症予防対策等、適正な活用でありました。

一方、新型コロナ対策を除く令和2年度本来の本町の決算内容及び事業内容について見てみますと、依然として財政状況が厳しいにもかかわらず、前年度決算同様、無駄な支出案件が多く見受けられました。

例えば、入札において、入札参加業者の指名を従前と変わらず町内業者に限定して指名競争入札を実施した結果、競争原理が働かないお決まりの入札となり、無駄が削減できていませんでした。

また、歳出額が特に大きいごみ行政においても、ごみの収集運搬、その他業務に係る委託費用について、緊縮傾向ではなく、前年度よりも増額されていました。

特に、クリーンセンター費については、令和2年度から4年間の包括的整備運営管理契約が始まり、令和2年度は委託料及び各機器更新等工事費用に約6億円の巨額の公費が支出されました。これは、広域化を含めた本町のごみ処理計画の失敗のツケを住民が払わされているということにほかなりません。

発注・契約を初め、補助金や負担金など、業務全般の改善・見直しが図られていないことに加え、基礎自治体として当然の計画的な事業運営がなされなかった結果、削減できたはずの多くの無駄な税金が失われ、住民としてはふんまんやるかたない思いです。

令和2年度は、和田町政最後の年度でもあり、こうした過去からの悪しき慣例的自治体運営が継続して行われていた年度であったとも言えます。

忠岡町は財政が厳しいとはいえ、業務の改善・見直しを図り、無駄な支出を削減することで財源を確保することができ、厳しい財政状況の中でも教育や福祉、子育て支援など、「小さな忠岡町」だからこそできる、きめ細やかで充実した行政サービスは実現可能なはずで、そして、そうした行政サービス、住民サービスの充実こそが、町の発展や税収増につながっていくものだと考えます。

少なくとも、こうした令和2年度決算の内容では、「忠岡町に税金を払ってよかった、忠岡町に住んでよかった」という、住民の納得感や満足感はもちろんのこと、忠岡町の自治体運営について多くの住民の理解を得ることは難しいと判断します。

よって、前年度の令和元年度決算に引き続き、令和2年度決算については反対いたします。

委員長（河瀬成利議員）

ありがとうございます。

それでは、続きまして今奈良委員、よろしく。

委員（今奈良幸子議員）

呈祥会・大阪維新の会の今奈良幸子です。

令和2年度の決算審査が終わり、意見を申し上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の動向を見ながら、臨機応変に対応しなければならない状況で、行政としてそのかじ取りが非常に難しい1年であったと思います。そのご苦勞に対し、町長を初め職員の皆様には感謝いたします。また、このコロナウィルス問題が一刻も早く終息し、全ての皆様が安心して笑顔で暮らせる日々が戻ってくることを心よりお祈り申し上げます。

令和2年度の一般会計決算におきましては、歳入歳出差引額は、1,759万7,000円、実質単年度収支は1億7,377万1,000円で、財政調整基金を取り崩すことなく単年度で黒字とのことでしたが、経常収支比率が104.2%、前年度と比べ4.2%は改善しているが、今年度も100%を超える事態となりました。

自主財源より依存財源に頼っている現状ではありますが、ふるさと応援寄付金の増により、着実に基金を積み立てられておりますので、引き続き取組を進めていただきたいと思います。そして、限りある財源、限りあるマンパワーを効果的に発揮すべく、要るもの、要らないものを明確化した上で仕分けをし、自治体と住民とが手を取りあい最適化を図っていく必要があると考えます。

近畿府県でも進められている広域連携において、本町も令和3年2月より、岸和田市との消防指令業務共同運用が始まりました。業務の共同化により、行政業務の効率化・住民サービスの向上につながることを期待しております。

小学校スクールカウンセラー配置事業から、子ども・保護者・教員からの相談件数が延べ523件あったことから見ても、心のケアの必要性を感じます。町の施策として、学ぶ楽しさを育む推進事業、きめ細やかな指導のための講師配置事業、学力向上サポーター配置事業が行われています。この事業をうまく活用し、スクールソーシャルワーカーとも連携し、いろいろな視点で見守り、支援する。そして、新たに適応指導教室も開設されたので、こちらとも協力し合って、子どもたちが学びやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。学校に行きたくても行けない児童が増加傾向にある中で、適応指導教室を開所したことは、評価したいと思います。

一方、本町の社会教育の拠点である文化会館（公民館・図書館・働く婦人の家）においては、今年度決算で講師謝礼が50万円程度しか使われていない等で、生涯教育活動が空回り化してきている感が否めません。そこで、正職員の配置及び講師謝礼に係る予算を来年度にぜひ反映していただくよう強く望みます。

人口減少や価値観の多様化など、地域を取り巻く環境が大きく変革する中、精神的な孤立や孤独死が心配されます。継続して行われている健幸マイレージ事業、健康検査事業、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業を推進していくとともに、官民連携により、いつもと様子が違う家を自治体側に連絡してもらい仕組みをつくるなどといったことも一案かもしれません。また、地域で暮らす人々の身体的・精神的な健康を守るため、多岐にわたる保健活動を展開する保健師が一人暮らしの方などを定期的に訪問し、健康面や心理面の相談に乗ることなども一層、力を入れていくべきであると思います。食事のバランスをアドバイスしたり、必要に応じて医療機関の受診を勧めたりすることは、病気の予防や早期発見に効果があるほか、何かあったら相談できるという安心感につながります。

町が管理すべき土地・施設において、高木や雑草など処理の要望を年に何度も聞く。特に狭隘な土地に繁茂する雑草については、防草シートを敷くなど対応をお願いしたい。

また、地域自らが企画立案し、地域の魅力を高める活動を通じて、住民と自治体とが一体となり、持続可能なまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図っていただきたいと思えます。引き続きご協力をお願いし、令和2年度決算につきまして認定いたします。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

ありがとうございます。

続きまして三宅委員、どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

令和2年度決算委員会、無所属の会の意見を申し上げます。

前和田町長における最後の予算委員会を受けて、現在の杉原町長にたすきをつなぐ執行となりました。当初に委員として決まっていた松井委員の急病による辞任を受けて、三宅が引き継がせていただくこととなり、2日目の4款衛生費より審議に加わらせていただきました。それにより、歳入及び1款議会費から3款民生費までにつきましては、オンタイムでの審議を会派として反映できていない部分があります。それを加味いたしまして、無所属の会の意見を申し上げます。

新型コロナにおける状況を受け、また衆議院選挙の最中でもあり、全体的に落ち着くことができない中、これまで前例にない状況において予算の執行の状況で、我々の視点といたしまして、令和2年度の執行結果をいかに次年度へと有効的につなげていけるかに尽きます。

歳入におきましては、前年度比40%弱の90億円を超える新型コロナ関連による拡大予算であり、またコロナなどの影響もあり従前との予算比較が難しいところでもあります。その中でも、ふるさと納税額におきましては、前年度比約6,000万円強アップの、2億7,000万円を超えることとなりました。堅調な上昇を見せる中で、今後は新たな返礼品開発や拡大における地域活性化の視点も踏まえて、ふるさと納税の目的やその用途に関する内容を再構築していただき、新たな付加価値の創造という視点で、地域の企業や事業所が未来を切り開くことにつなげてほしいと考えます。

1款の議会費につきましては、政務活動費の執行状況が増加しているということで、議会における活動の変化を垣間見ることができていると考えます。

2款総務費につきましては、町長公約である入札制度の見直しを着実に進めていただいている最中ということで、ここでは意見いたしません。町長がおっしゃいます問題がある仕様書や業者による住民から疑念を抱かれることがないよう、地域を守るよくする改善改革になる仕組みを着実に作り上げてください。災害対策につきましても、危機管理に独立特化した強みを発揮し、計画の見直しでより充実させ、かつ啓発や避難、職員の行動をより有機的に連携できるようにしてください。

4 款衛生費につきましては、少子高齢化や人口の流出入の活発化に伴う社会情勢を踏まえた、墓じまいのニーズに対し浜霊園の在り方に、全国的に増えてきている共同墓地などの設置手法などを取り入れ、数億単位の隠れ負債の解消も併せて行うようにしてください。不妊治療につきましては、次年度より保険適用となりますが、一般的な3割の自己負担分につきましても国や府の支援額に加えた形で、できる限り負担が生じることがない仕組みとして、本町のサポートの強化を行ってください。ごみ処理行政に関しましては、数年以内に大きな展開を迎えるという回答がありました。広域化の働きを、忠岡町住民の利便性をできる限り損じない中で未来を見据えた交渉を進めてください。加えて短期的には他市町村からの持ち込みごみについての問題も迅速に対応願います。

5 款労働費につきましては、特定随意契約を活用するなどしていただき、障がい者の社会参加の拡大を図ってください。また、人生100年時代を見据えたレベルアップを、労働者という範疇だけでなく、住民全体へ支援の対象や内容を拡大してください。

6 款農林水産費につきましては、農業委員会を単に全国的組織の一地方に存在する組織だから置いておくのではなく、何らかの課題や目標を小さくてもいいので探してもらい、取り組んでいく組織に変わってもらえるよう切に願います。

7 款商工費につきましては、衆議院選挙終了後に自民党政権が続くとなれば、数十兆単位の経済対策が予定されています。ものづくり補助金の対象拡大や1兆1,000億円の予算がついた事業再構築補助金においても予算執行額が全く追いつかず、3年計画に延長・変更されるなど、個人レベルにおいてもビジネスチャンスは大変多く眠っています。具体的な相談アドバイス支援は忠岡町商工会に任せている状況ですが、本町のように小規模企業や事業所になればなるほど、書類作成に伴う力量不足やコンサルタント費用がネックとなり、挑戦しないという結果になってしまいます。得られる経済効果額は億から数十億と大変大きいもので、そのようなサポートできる専門家を雇う経費補助か雇用し無償で代書させるなどして、地域における独自の産業創出を次年度に向けて新設検討ください。また、本町の会計に係るしないを問わず、年間1万件以上ある補助金や助成金の情報を一元化した上での提供発信体制を確立し、全国平均と比べて低い大阪府のGDP伸び率よりは、高い伸び率を見せてもらい忠岡モデルを創出できるような取組をしてください。

8 款土木費につきましては、道路や公園の清掃や除草などの整備、交通安全対策などの住民に日々見える部分の予算執行におきましては、不用額を発生させるのではなく、年度末の状況を見据えて箇所づけや優先順位を定めておき、しっかりと使い切る形での予算の執行に変わってください。

9 款消防費につきましては、岸和田市との指令台業務の共同運用を取っかかりとした広域化をさらに深め、効率的な救命体制をより厚くしていただくよう願います。

10 款教育費につきましては、東忠岡保育所・幼稚園再編に伴うこども園化に向けて、着実な工事執行を図っていただきますことをよろしく願います。文化会館の運用について

は、抜本的な見直しを完全体で図る中、まずはできることから一つずつ取組を着実にスタートしていただきますよう願います。スポーツセンターの運営については、経営が行き詰まり撤退されることがないように、引き続き連携を図っていただき、昔の直営時代のように何千万単位で町の負担が生じることがないように、引き続き連携を持って行ってください。

下水道につきましては、企業会計を用いて複式簿記化した最初の決算を迎えました。これまでに比べて下水道事業全体がすっきりと見通せることとなったと思います。これからも雨水ポンプ場の津波対策を令和4年度より開始するなど、災害に左右されることがない安定供給と、着実な借入れの返済を、住民負担にできるだけ影響しない形で執行していただきますことを願います

上記の要望内容を踏まえて、一部審議に欠けるところもありましたが、コロナにおける世界的混乱の中、国の経済対策やコロナ死者や重症者が世界先進国に比べても比較的優秀な状況を見せた国民性を踏まえ、本町におきましても、国全体に準じた対策を執行していただいている状況であります。これからの経済回復を見据えたウィズコロナでの社会環境の中で、新たな生活様式における経済活動が活発化なるように、一地方公共団体として、国からの流れや地域の高まりを政策に適宜、組み入れることを依頼し、令和2年度決算を無所属の会は認定いたします。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

どうもありがとうございました。

それでは、是枝副委員長、よろしく。

委員（是枝綾子議員）

令和2年度忠岡町決算について、日本共産党の意見を申し上げます。

この年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が、大阪では、2020年4月7日から5月21日、2021年1月14日から2月28日と2回にわたって発令され、学校の一斉休業が3月2日から5月31日もの長期間、行われた年度でした。突然の一斉休校やイベントの中止・キャンセルなどにより、休業を余儀なくされ、収入の減少、失業・廃業など、多くの国民に多大な影響を及ぼしました。

休業要請による「自粛と補償はセット」という野党の追及と世論に押され、安倍政権は、当初、やらないと言っていた休業補償をせざるを得なくなり、持続化給付金が5月1日、フリーランスなどの方にも対象を広げて実施になりました。また、困った人に手当を速やかに行えという、国会での追及と世論により、1人10万円の給付金の支給も実施されることになりました。

消費税10%の増税に追い打ちをかけ、新型コロナウイルスのパンデミックという状況下、本町住民の暮らしへの影響と、本町の対応が求めに応じたものであったのかという視点から決

算を見てみました。

一般会計は、クリーンセンター更新工事等やスポーツセンター空調設備更新工事などの投資的経費が増となり、国からの1人10万円の定額給付金や新型コロナ対応地方創生臨時交付金活用事業などにより、92億円を超える財政規模となりました。

実質収支は、1,013万円の黒字となり、財政調整基金の取り崩しを回避できたというものです。

まず、一番評価すべきことは、借地であった西区ふれあい公園を町が買い戻し、面積は狭くなりましたが、存続させたことです。前町長時で地権者に返却する方針でしたが、これを撤回し、買い戻すことに転換されたことは評価すべきことです。

新町長におかれましては、重要な方針決定の際は、議会・住民の意向をよく聞いて進められる点が述べられました。

臨時交付金の活用では、全世帯への水道料金の基本料金の減免、1人5,000円の給付金、学校給食費の無償化、全世帯へのごみ袋の支給などが行われました。

決算では他にも、学校トイレの洋式化工事、町独自での少人数学級の取り組み、町独自の就学前教育・保育の給食費の完全無償化、あすなろ未来塾、不登校児童・生徒のための適応指導教室開設に向けた改修工事など、子どものための事業が行われました。

また、一人暮らしの高齢者の上下水道料金基本料金減免制度の継続、中小企業融資の利子補給制度の継続もされています。

問題点として、消費税増税分や地方消費税交付金などの増額分は、一般財源の置き換えではなく、住民福祉の向上のために使うことを求めます。

新型コロナ対策事業が3億円の臨時交付金以外に、町の一般財源から持ち出した分（真水分）は、わずか262万円であります。PCR検査や保険料、公共料金引下げなど、必要なコロナ対策のために支出することを求めます。

また、クリーンセンター整備運営事業の4年間の包括契約の1年目の年であり、入札の周知期間が短かったため、応札には現請負事業者1社のみ参加でしかなく、入札の公平性が保たれてない上、競争原理が働かず、高い金額での契約となりました。その上、包括契約のため、事業者側に有利になってしまった、この契約については認められません。

会計年度任用職員制度がスタートし、本町はこれまでよりも給与を下げることをしないよう対応しているとのことでした。引き続き、非正規の職員の労働条件の改善を求めます。

国保会計では、所得の2割を超える耐えがたい負担の本町の国保料のままです。令和元年度に続き令和2年度も2,000万円の単年度黒字のため、国保基金は4,000万円を超えており、取り過ぎた保険料は、高過ぎる国保料引下げのために使い、国保加入者に返すこと。

介護保険会計は、第7期事業計画の3年目でしたが、6,172万7,000円もの黒字であり、取り過ぎた保険料でした。第8期の保険料引下げのために使われましたが、第

7期の保険料は、第6期に比べ24%もの値上げであり、住民に多大な負担となりました。

また、新型コロナ感染を恐れて、通所サービスや居宅サービスを利用しないという方も多くあり、保険給付費が予算よりも低くなり、1,500万円もの不用額を出しました。それ以外にも、要介護認定の更新時、要介護1から要支援の1と2に落とされるという問題があり、希望する介護サービスが受けられなくなるという給付費抑制政策が取られていることも問題であります。

高い、使えない介護保険ではなく、高齢者に安心でき、使える制度に改善を求めます。

後期高齢者医療会計について、令和2年度は保険料が均等割も所得割も値上がりし、軽減割合も8.5割から7.75割、8割から7割にされて、大幅に値上がりをしました。高齢者への負担増は認められません。

下水道企業会計については、令和2年度から、地方公営企業会計が適用され、初めての決算でありました。これまでに雨水、汚水とも積極的に工事をしてきたため、企業債の償還金の額が財政上大きな負担となっています。今後の工事については抑制していくことと、未接続世帯への働きかけを強め、水洗化率の向上を図られることを求めます。

多々見てきました決算ですが、住民要求である子ども医療費助成の高校卒業までを拡充されること、福祉バスの土日の運行や増便、文化会館や福祉センターなど開館日を元に戻すこと、公平公正な入札制度にするため、原則一般競争入札にし、最低制限価格の事前公表をされることなどを求めます。

コロナ禍、町民本位の、町民の命と暮らしを支える忠岡町政運営を強く求めます。

以上、日本共産党の意見とし、令和2年度の一般会計及び特別会計、下水道企業会計を認めます。

委員長（河瀬成利議員）

ありがとうございました。

それでは小島委員、お願いします。

委員（小島みゆき議員）

令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、公明党の意見を申し上げます。

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入決算総額は130億5,984万9,389円で、歳出決算総額は129億5,448万3,285円となっており、差引き額1億536万6,104円になり、財政調整基金も取り崩さずに黒字決算となった。

中身については、個人町民税、法人町民税が減となったものの、一因としてはあるが、固定資産税の増、地方交付税、地方消費税交付金等々によるものであります。

この年（令和2年）はコロナ感染の勢いが凄まじく、町民に不安が広がり、生活様式が一変しました。本町もこれまでに270人の住民の方が感染されています。新型コロナウ

イルスワクチン接種も進み、本町でも、65歳以上の91%以上の方が2回接種され、12歳以上の73%の方が2回接種を終えられています。

現在、感染者数も減少傾向で緊急事態も解除されているところです。

とはいえ、終息していないことから第6波の感染拡大に向け、国は当然ながら本町においてもこれまで同様、感染予防に全力で取り組んでいただきたいと思います。

そして、アフターコロナ社会に向け少子高齢化の進展や深刻化する児童虐待、子どもの貧困や学習機会の保障などの福祉や教育を初めとする諸課題に対しても決してなおざりにせず、取組を積極果敢に進めていただくことを要望し、本決算を認定いたします。

委員長（河瀬成利議員）

どうもありがとうございました。

それでは、理事者を呼びますので、しばらくお待ちください。

（理事者：入場）

委員長（河瀬成利議員）

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、当委員会の採決をいたします。

認定第1号 令和2年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、並びに、認定第2号 令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について、認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

委員長（河瀬成利議員）

委員会の採決の結果、挙手多数であります。よって当委員会として認定することに決しました。

ただいま採決しました内容については、第4回定例会において委員長報告をいたします。

委員長（河瀬成利議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

3日間にわたり慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

私も初めての決算委員会ということで、前任者の令和2年度の決算でございました。マニフェストの中にはクリーンセンターの問題、また、今日ご議論が多数出ました文化会館の問題等々ございました。その辺は真摯に受け止めながら精査していきたいと思っております。

ます。

クリーンセンターに当たっては、お尻は決まっています。私自身、お尻は決まっていますので、今担当課と真剣に、事務単レベルではございますけれども、しっかりといい答えを出していきたいと思っております。

そして今回、ちょっとご報告ですけれども、マニフェストの中にありましたインターンシップ制度、インターンシップ制度で今年、数名の方が忠岡町の役所に来ていただきました。非常に有能な方もおりまして、成果があり、また、短い時間ですけれども、職員も目の色を変えていろいろと。副町長も言われていました。「アルバイト感覚で使うのだけはやめとけよ」という注意も受けながら、いい学生さんが各所からやってきていただきまして喜んでるところでございます。

また、余談ではございますけれども、羽衣大学の教授の杉原教授という教授さんがおるんですけれども、一つ授業がそういうところを取りまして、ひょっとしたらその授業に私、出らなあかんようなことが起こってきまして、公務員試験を通るがための科目を、何か向こうが増えまして、そういうふうな形をとりたいと。目標値を定めて学生さんを教育していこうという中で、授業の確保ができたということをお聞きしております。

今回、この決算を土台にしまして、来年度の予算も職員ともども一生懸命考えていきまして、よりよい忠岡町を目指してまいります。決断と実行をまたモットーにしながら、改革はしっかりとやりながら、慎重にやりながらやらんと進歩がありませんので、忠岡町のために頑張っまいますので、議員皆様におかれましてもご協力、ご理解のほどお願いいたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。

3日間どうもご苦労さまでございました。ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様には審議に際しご協力賜り感謝申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会で各委員より指摘のありましたことについて、今後の行財政運営及び予算編成に当たり真摯にお取り組みいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。

各委員並びに理事者の皆さん、大変お疲れさまでございました。どうもありがとうございます。

（「午後4時37分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年10月21日

決算審査特別委員長 河瀬 成利

決算審査特別委員 小島 みゆき

決算審査特別委員 是枝 綾子